

小学校フロン排出抑制法に基づく空調機定期点検業務仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、和歌山市（以下「甲」という。）が設置する空調機へのフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく定期点検業務を委託するにあたり、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要事項を定める。

2. 業務名

小学校フロン排出抑制法に基づく空調機定期点検業務

3. 業務場所

小学校 野崎小学校（和歌山市野崎 1 3 0 番地 1） 外 1 2 か所

別紙 1 業務場所一覧による。

4. 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5. 業務内容

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律にかかる定期点検（当点検はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 1 6 条第 1 項及び経済産業省・環境省告示第 1 3 号（平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日）第二 2（2）①に基づく定期点検とする。）

6. 対象機器

別紙 2 の点検対象機器一覧及び各学校図面による。

7. 資格

経済産業省・環境省告示第 1 3 号 第二 2（2）②フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者（“別紙 3 十分な知見を有する者”の要件を満足すること）、またそれについての資格免許等の写しを甲に提出すること。

8. 計画書・工程の提出

点検実施に先立ち、点検方法等をまとめた計画書を作成し甲に提出すること。また実施に当たっては、各学校と日程調整を行い、事前に工程表を甲に提出すること。

なお、点検該当空調機は普通教室に設置されおり、教室に入れる時間に制限がある為各学校と十分協議を行うこと。

9. 負担区分

点検に必要な機器及び消耗品については、乙において用意するものとする。

10. 点検について

（1）室外機

別添報告書 別紙 4 に記載の“目視による点検”“間接法による点検”“直接法による点検”の各項目について点検を行なうこと。また、上記点検において漏洩が疑われる場合は、検知機による点検に加え必要に応じて発砲液等を用いて漏洩の有無を確認すること。

(2) 室内機

全ての室内機において、別紙4に記載の“機器の状況（外見の破損の有無、運転時の振動・異常音等）”“配管状況（目視可能範囲内の室内機との接続状況（漏洩が疑われる場合を除き断熱材の除去は不要）及び接続部付近のフロン漏洩検知機等による点検）”“熱交換器の状況（破損、霜等の付着の有無）”を目視により点検すること。

また各系統の室内機1台について、吸込温度・吹出温度を測定すること。

1 1. 報告書の提出

点検終了後は速やかに保守点検報告書（別紙4（参考様式））及び整備記録台帳（別紙5）を各系統ごとに作成しA4 チューブファイル綴じしたものと電子データ（整備記録台帳（エクセルデータ））を提出すること。また、点検中の写真をA4 サイズで整理し提出すること。

なお、冷媒の漏洩が確認された場合、学校名・機器・漏洩箇所がわかる資料を甲に提出すること。

1 2. 安全管理

当該点検は学校施設内の作業となる為、安全に留意し、学校運営に支障をきたさないよう履行すること。

1 3. 法令の義務責任

乙は、従業員の労働基準法上の義務及び責任を全て負うものとする。

1 4. 損害賠償

乙は、この契約の実施にあたって故意または過失により、甲または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、乙の責めに帰すことのできない事由によるときはこの限りではない。

1 5. 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

1 6. その他

仕様書に記載なき事項で必要な事項が生じた場合は、担当職員及び学校責任者と協議の上決定すること。

業務場所一覧

・小学校

学校名	住所
野崎小学校	和歌山市野崎 1 3 0 番地 1
三田小学校	和歌山市和田字 4 1 9 番地 1
名草小学校	和歌山市紀三井寺 2 4 0 番地
松江小学校	和歌山市松江北 4 丁目 1 番 1 号
木本小学校	和歌山市榎原 2 5 5 番地
貴志小学校	和歌山市栄谷 8 9 5 番地 2
楠見小学校	和歌山市大谷 3 4 9 番地 2
西和佐小学校	和歌山市栗栖 8 4 番地 1
岡崎小学校	和歌山市寺内 4 2 6 番地
加太小学校	和歌山市加太 1 2 1 0 番地
西脇小学校	和歌山市西庄 1 0 1 2 番地
直川小学校	和歌山市直川 1 2 5 3 番地
紀伊小学校	和歌山市弘西 3 2 1 番地

フロン排出抑制法定期点検 対象機器

学 校 名	系統	製造業者	製品分類	型式	定格出力(kW)	冷媒種類	設置場所	室内機台数
①野崎小学校	EHP-1	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP9006H	27.3	R410A	地上	7
②野崎小学校	EHP-2	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP9506H	29.1	R410A	地上	6
③野崎小学校	EHP-3	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP8506H	26.4	R410A	地上	5
④野崎小学校	EHP-4	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP8506H	26.4	R410A	地上	7
①三田小学校	EHP-1	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP9006H	27.3	R410A	地上	8
②三田小学校	EHP-2	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP5006H	14.0	R410A	地上	8
③三田小学校	EHP-4	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP2806H	8.5	R410A	地上	2
④三田小学校	EHP-7	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP2806H	8.5	R410A	地上	2
⑤三田小学校	EHP-8	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP4006H	12.8	R410A	地上	4
①名草小学校	EHP-1	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP12806HZ	40.1	R410A	地上	12
②名草小学校	EHP-2	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP7756HZ	24.0	R410A	地上	6
③名草小学校	EHP-3	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP6156HZ	18.8	R410A	地上	5
④名草小学校	EHP-4	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP10006HZ	30.9	R410A	地上	8
①松江小学校	EHP-1	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP500DA	10.9	R410A	地上	4
②松江小学校	EHP-2	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP850DA	18.6	R410A	地上	6
③松江小学校	EHP-3	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP730DA	16.8	R410A	地上	7
④松江小学校	EHP-4	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP850DA	18.6	R410A	地上	7
⑤松江小学校	EHP-5	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP670DA	15.4	R410A	地上	5
①木本小学校	EHP-2	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP775DAR	17.9	R410A	地上	6
②木本小学校	EHP-4	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP730DAR	16.8	R410A	地上	5
③木本小学校	EHP-5	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP1280DAR	28.8	R410A	地上	10
④木本小学校	EHP-6	ダイキン工業(株)	ビル用マルチエアコン	RXYP670DAR	15.4	R410A	地上	6
①貴志小学校	EHP-1	三菱電機(株)	ビル用マルチエアコン	PUHY-EP1120SDMG4	19.9	R410A	地上	9
②貴志小学校	EHP-2	三菱電機(株)	ビル用マルチエアコン	PUHY-EP730SDMG4	13.3	R410A	屋上	12
③貴志小学校	EHP-3	三菱電機(株)	ビル用マルチエアコン	PUHY-EP560DMG4	9.9	R410A	屋上	8
①楠見小学校	EHP-1	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP9006H	27.3	R410A	地上	8
②楠見小学校	EHP-2	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP11206H	34.3	R410A	地上	8
③楠見小学校	EHP-3	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP4506H	13.7	R410A	地上	3
④楠見小学校	EHP-4	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP11206H	35.8	R410A	地上	9
①西和佐小学校	EHP-1	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP2806H	8.5	R410A	地上	2
②西和佐小学校	EHP-3	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP5006H	14.0	R410A	地上	5
③西和佐小学校	EHP-4	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP4006H	12.8	R410A	地上	3
④西和佐小学校	EHP-5	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP4006H	12.8	R410A	地上	3
⑤西和佐小学校	EHP-6	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-MAP2806H	8.5	R410A	地上	2
⑥西和佐小学校	EHP-7	東芝キリア(株)	ビル用マルチエアコン	MMY-AP5006H	14.0	R410A	地上	5
①岡崎小学校	EHP-1	三菱電機(株)	ビル用マルチエアコン	PUHY-EP630SDMG4	11.0	R410A	地上	5
②岡崎小学校	EHP-2	三菱電機(株)	ビル用マルチエアコン	PUHY-EP560DMG4	9.9	R410A	地上	5
③岡崎小学校	EHP-3	三菱電機(株)	ビル用マルチエアコン	PUHY-EP850SDMG4	15.5	R410A	地上	6

フロン排出抑制法定期点検 対象機器

学 校 名	系統	製造業者	製品分類	型式	定格出力 (kW)	冷媒種類	設置場所	室内機台数
④岡崎小学校	EHP-5	三菱電機(株)	ビートル用マルチエアコン	PUHY-EP850SDMG4	15.5	R410A	地上	7
①加太小学校	EHP-2	タダイト工業(株)	ビートル用マルチエアコン	RXYP450DAER	10.1	R410A	地上	4
②加太小学校	EHP-3	タダイト工業(株)	ビートル用マルチエアコン	RXYP500DAER	10.9	R410A	地上	5
③加太小学校	EHP-4	タダイト工業(株)	ビートル用マルチエアコン	RXYP1120DAER	24.9	R410A	地上	7
①西脇小学校	EHP-1	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP7756HZ	24.0	R410A	地上	6
②西脇小学校	EHP-2	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP5606HZ	17.0	R410A	地上	4
③西脇小学校	EHP-3	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP6706HZ	20.6	R410A	地上	5
④西脇小学校	EHP-4	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP7306HZ	22.2	R410A	地上	5
⑤西脇小学校	EHP-5	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP12806HZ	40.1	R410A	地上	9
①直川小学校	EHP-1	三菱電機(株)	ビートル用マルチエアコン	PUHY-EP630SDMG4	11.0	R410A	地上	6
②直川小学校	EHP-2	三菱電機(株)	ビートル用マルチエアコン	PUHY-EP775SDMG4	14.8	R410A	地上	6
③直川小学校	EHP-3	三菱電機(株)	ビートル用マルチエアコン	PUHY-EP630SDMG4	11.0	R410A	地上	4
①紀伊小学校	EHP-1	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP10006H	30.9	R410A	地上	9
②紀伊小学校	EHP-2	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP11206H	34.3	R410A	地上	9
③紀伊小学校	EHP-3	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP11806H	35.8	R410A	地上	9
④紀伊小学校	EHP-4	東芝キャリア(株)	ビートル用マルチエアコン	MMY-AP7306H	22.2	R410A	地上	5
13 校			系統合計	54 系統			内機合計	329

十分な知見を有する者とは、次の A 又は B 又は C とする。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

第一種冷媒フロン類取扱技術者（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会）又は
第二種冷媒フロン類取扱技術者（一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）

B. 一定の資格等を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者
一定の資格等

- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に 5 年以上従事した者
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

定期点検に必要な知識等の習得を伴う講習

環境省及び経済産業省のホームページに掲載される“フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習”に記載される講習とする。

C. 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要な知識等の習得を伴う講習を受講した者
十分な実務経験

日常的に冷凍空調機器の整備や点検に 3 年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し、違反したことがない技術者であること。

定期点検に必要な知識等の習得を伴う講習

環境省及び経済産業省のホームページに掲載される“フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習”に記載される講習とする。

フロン排出抑制法に基づく空調機定期点検報告書(室外機)(参考)

学校名		外気温	℃
系統番号・機種名		運転モード 設定温度等	℃

目視による点検		
項 目	良/否	所 見
室外機の損傷等確認		
機器運転時の異常振動・異常音等確認		
配管接合部からオイルのにじみ等確認		
冷媒管の振動状況と接続状況の確認		
圧縮機のケーシング・アキュムレータ・レシーバーの錆・腐食・損傷等		
冷媒配管支持部材(金具支持バンドの劣化確認目視範囲)		
フレアナットフランジボルト部が割れていないか確認		
霜が発生していないか確認		

間接法による点検					
項目	単位	正常値目安	計測値	良/否	備考
低圧圧力(蒸発圧力)	MPa				
高圧圧力(凝縮圧力)	MPa				
吐出ガス温度	℃				
圧縮機駆動用電動機の電圧	V				
圧縮機駆動用電動機の電流	A				
過冷却液温度	℃				
吸込ガス温度	℃				
蒸発飽和温度	℃				
凝縮飽和温度	℃				
過熱度	K				
過冷却度	K				
圧縮機の過熱	℃				
機器内配管の振動	-	-	-		

直接法による点検		
項 目	良/否	所 見
室外機内配管の接続部等フロン漏洩検知機で点検		
(以下必要に応じて追加すること)		

点検者氏名

印

フロン排出抑制法に基づく空調機定期点検報告書(室内機)(参考)

学校名	
系統番号・外機型番	

室内機(系統毎に1台計測)

教室名		外気温	℃
室内機型番		運転モード 設定温度	℃

吸込温度	℃	吹出温度	℃
------	---	------	---

室内機(全機器目視確認)

教室名	型番	点検項目(良/否)			その他所見
		機器状況	配管状況	熱交換器 霜等の発生	

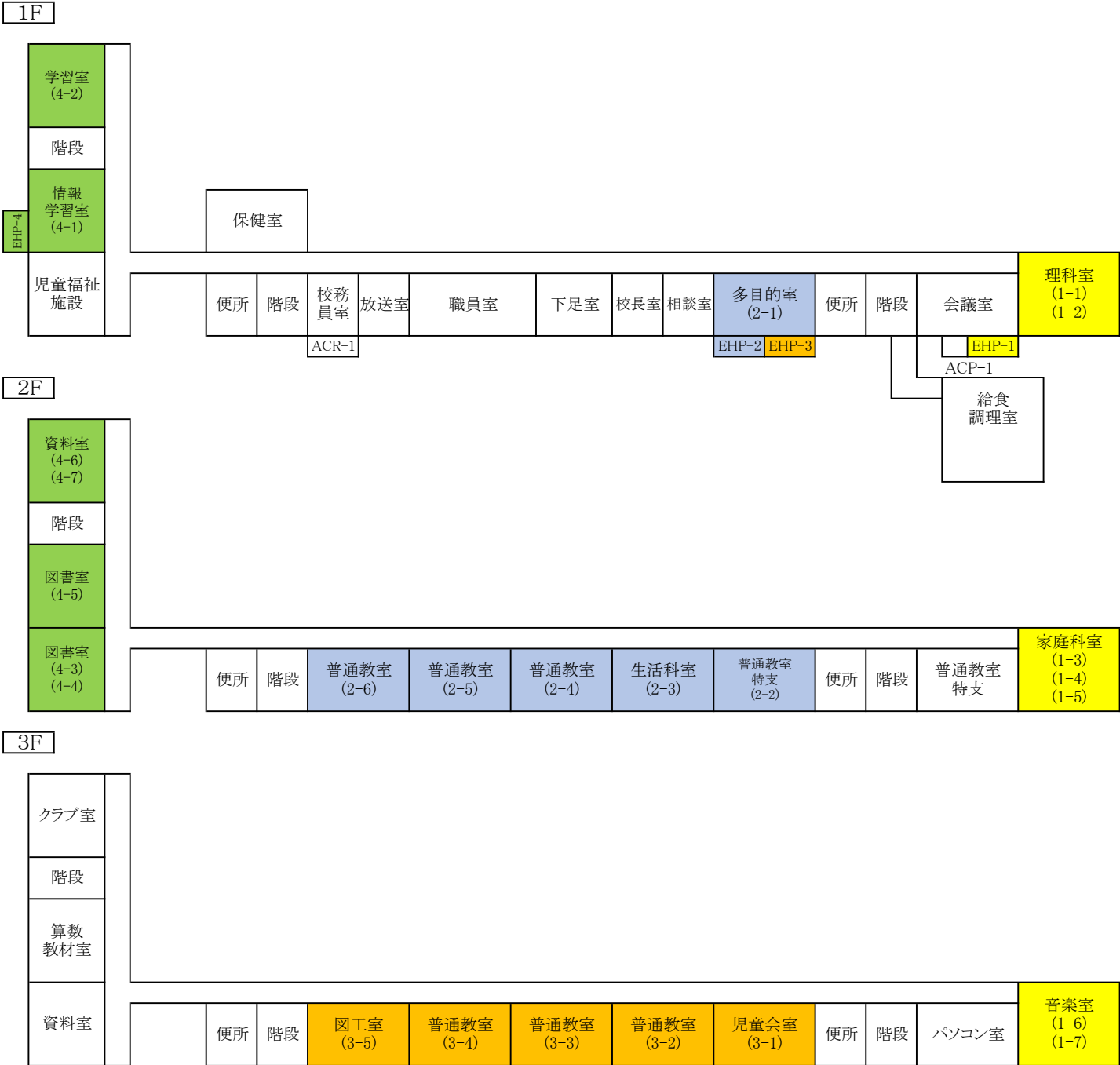
※ 機器状況
配管状況
霜等の発生

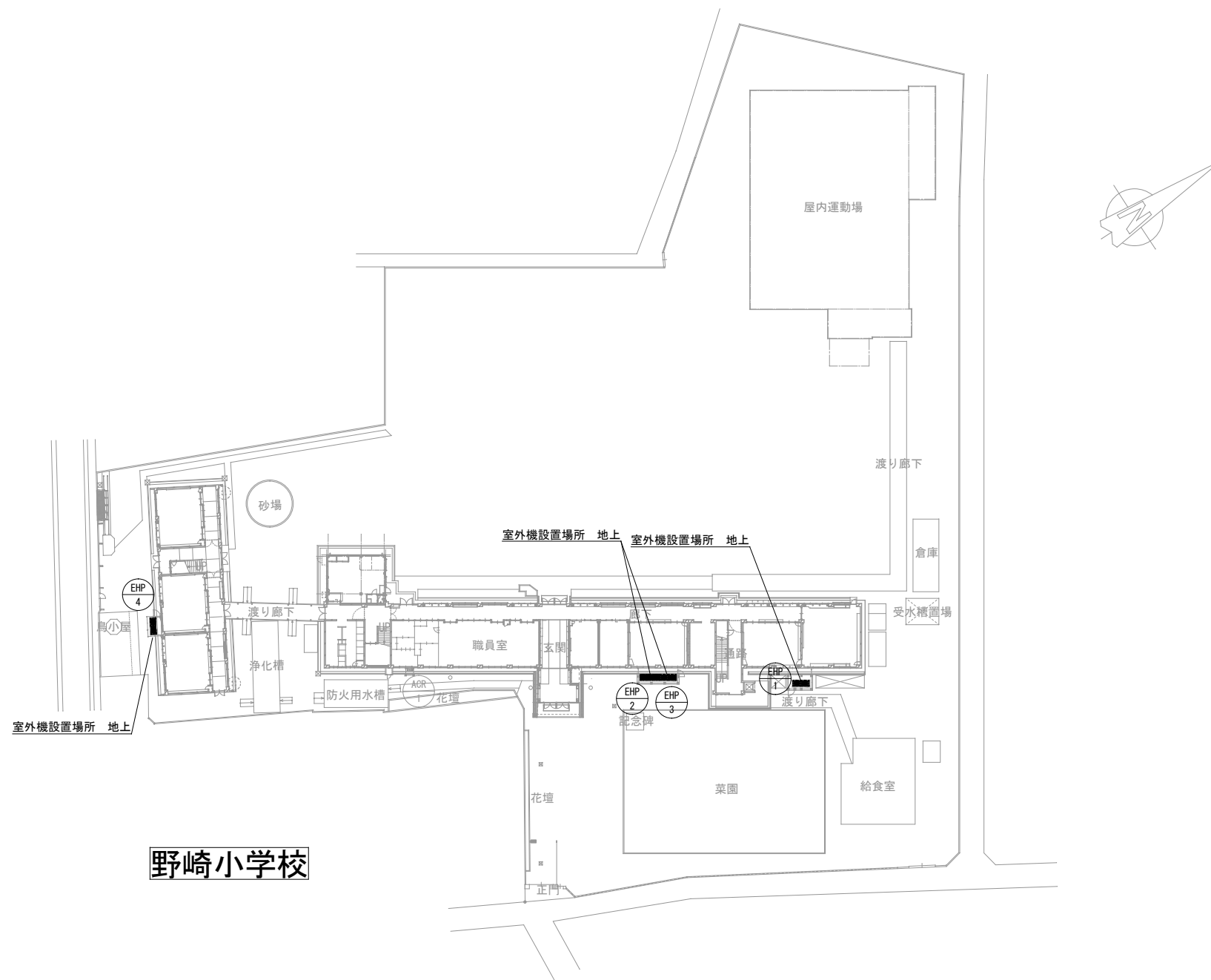
機器が破損していないか 運転時異常振動・異常音が発生していないか等
目視可能範囲での配管接続状況、検知機での漏洩確認等
機器及び配管等(目視可能範囲)の霜の発生の有無等

点検者氏名

印

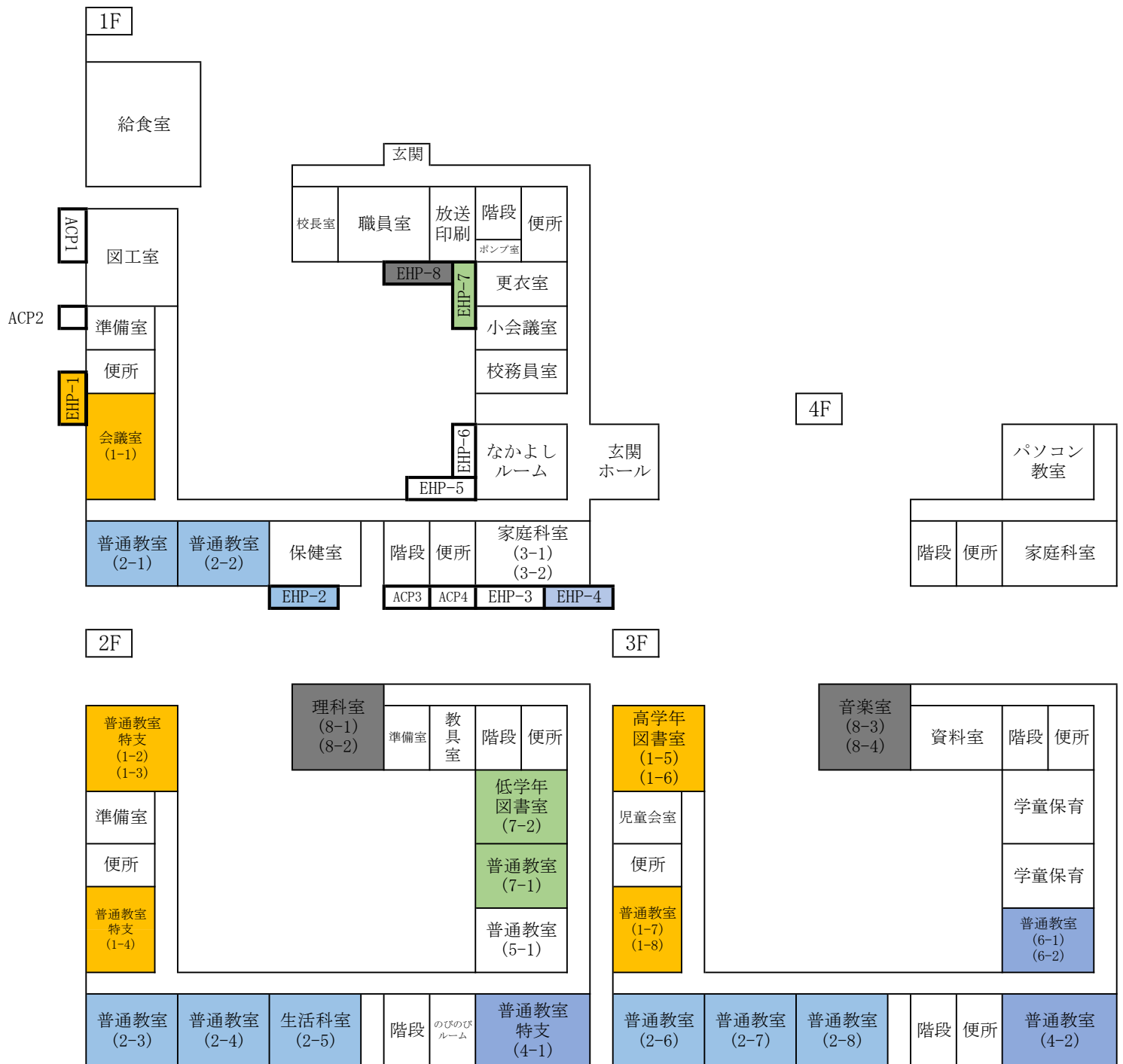
野崎小学校

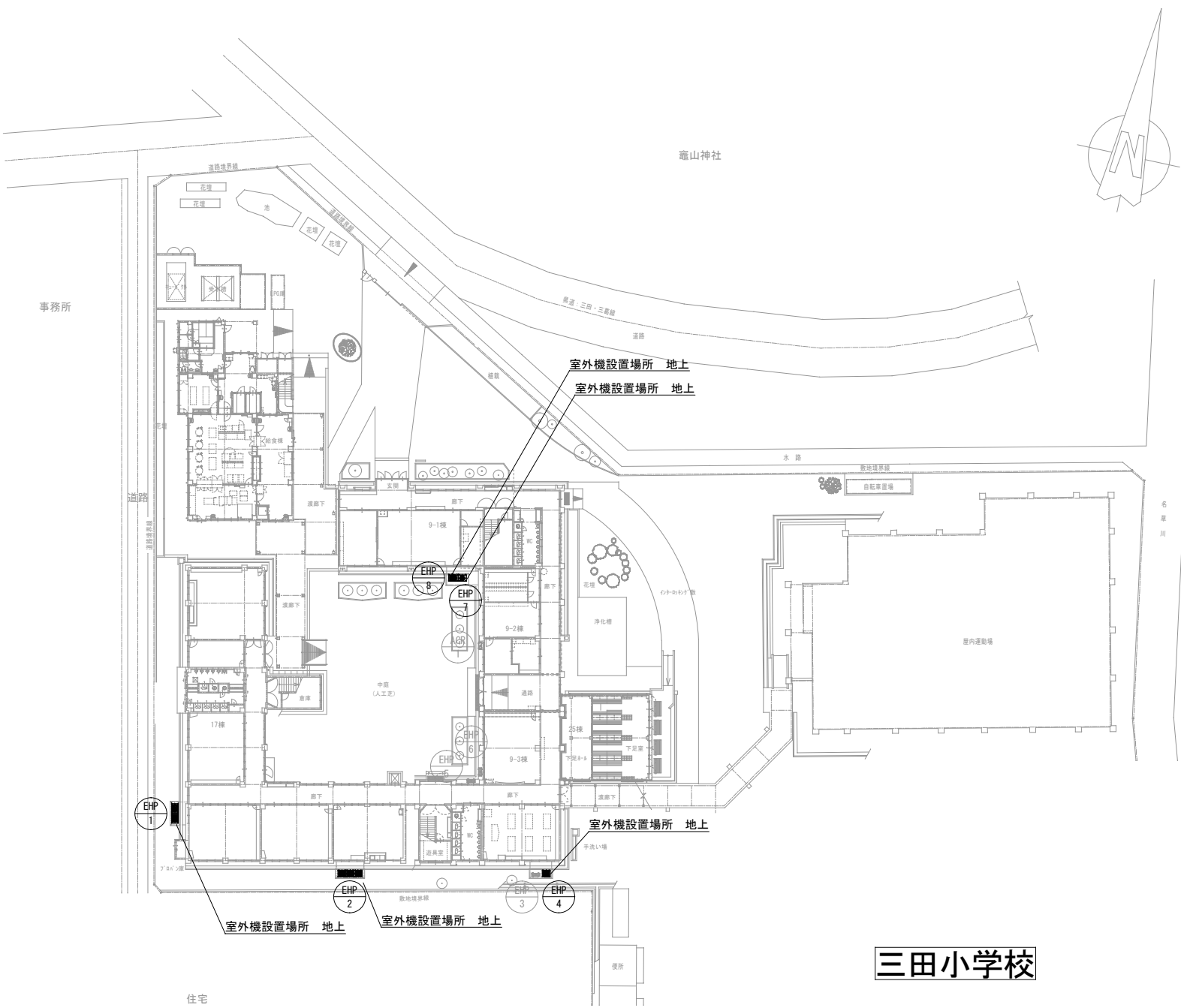




野崎小学校

三田小学校

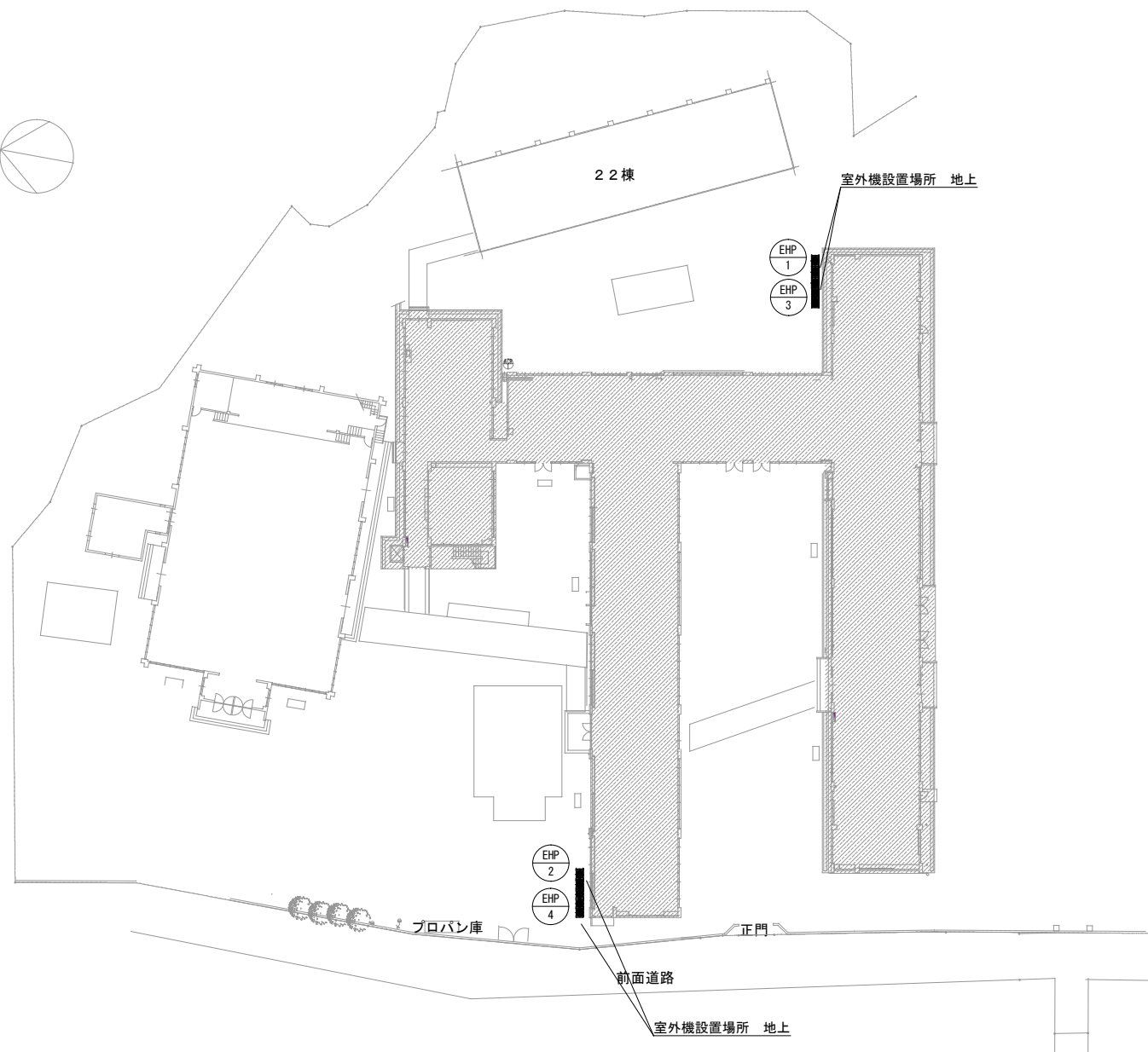
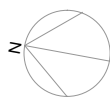




三田小学校

名草小学校

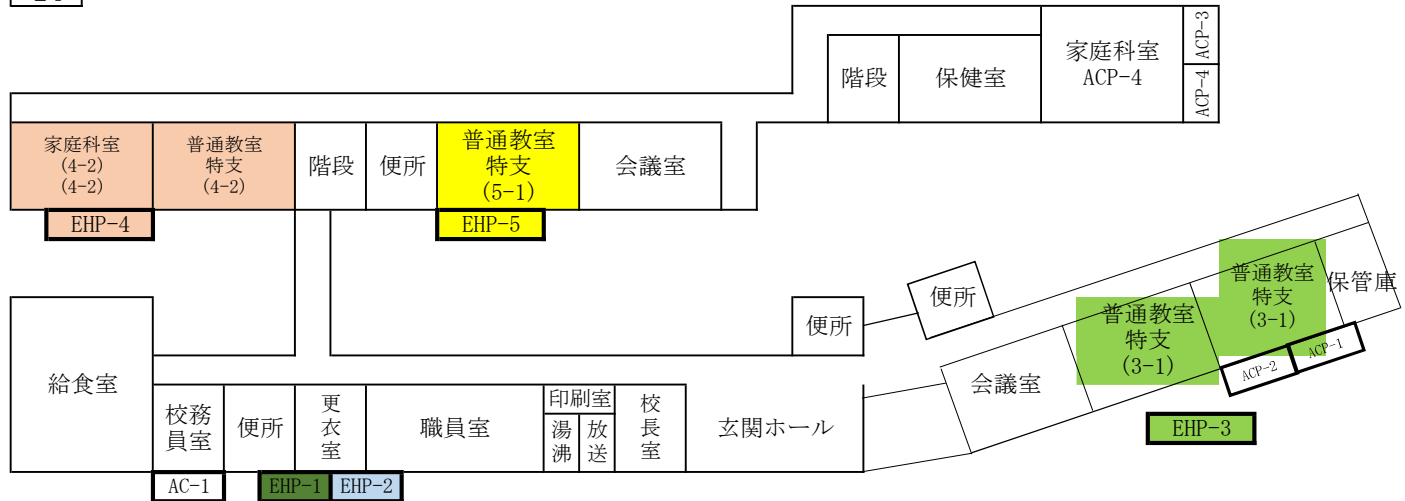




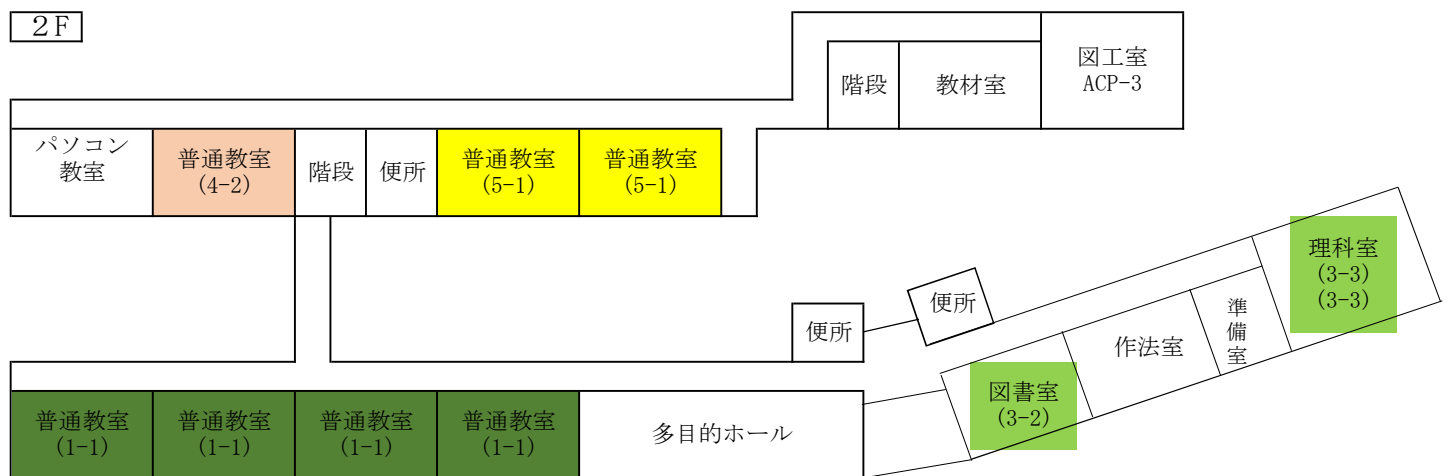
名草小学校

松江小学校

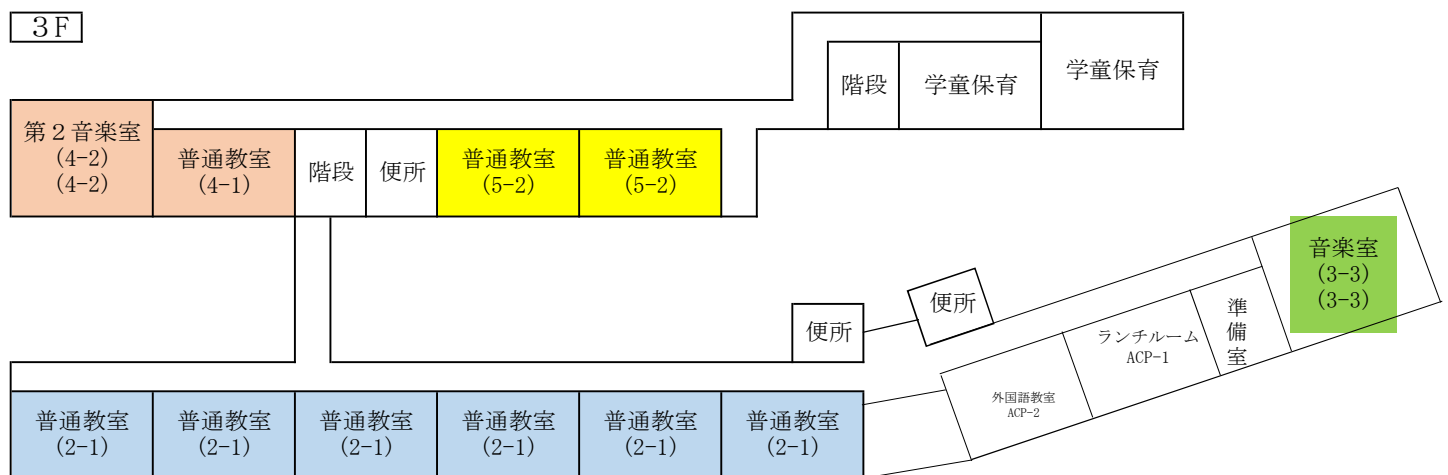
1F



2F

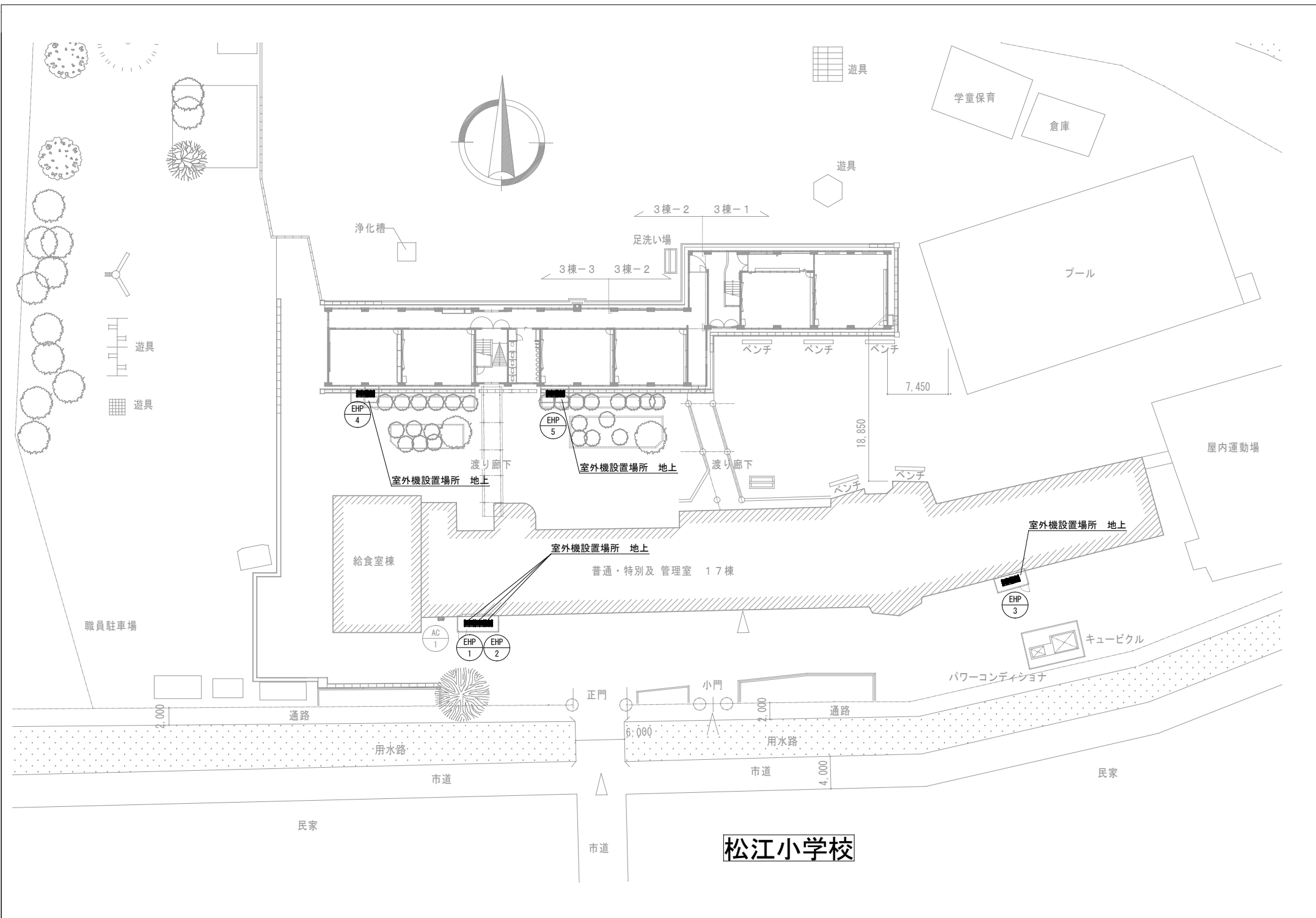


3F

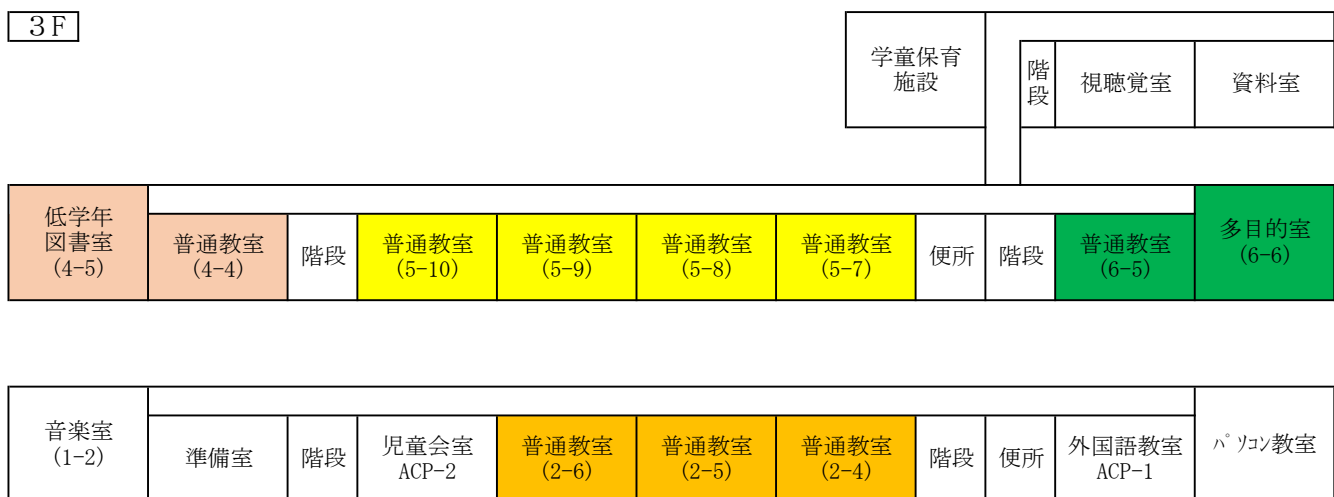
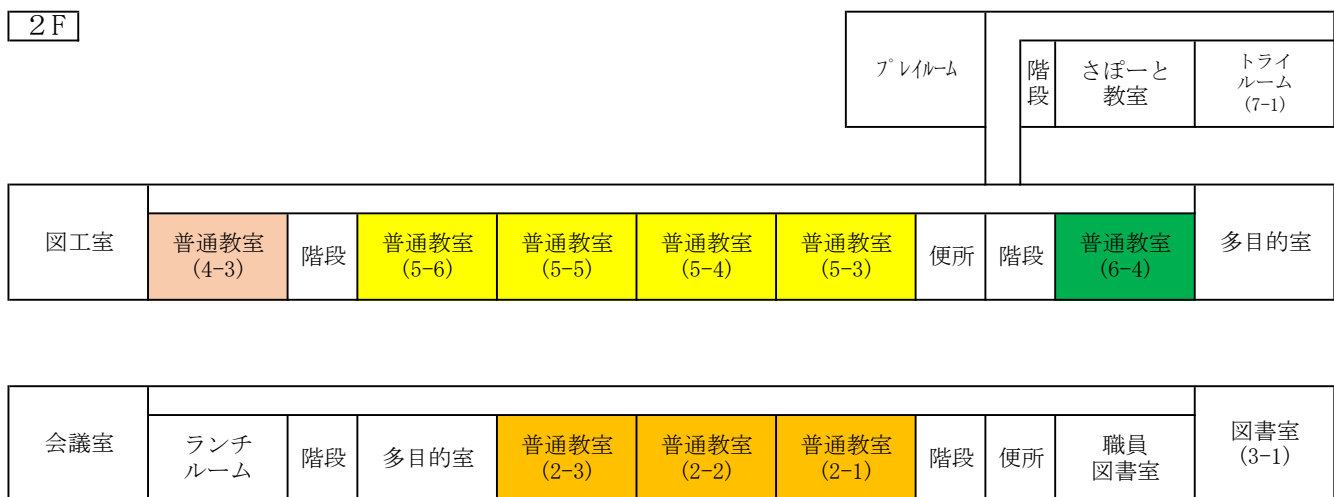
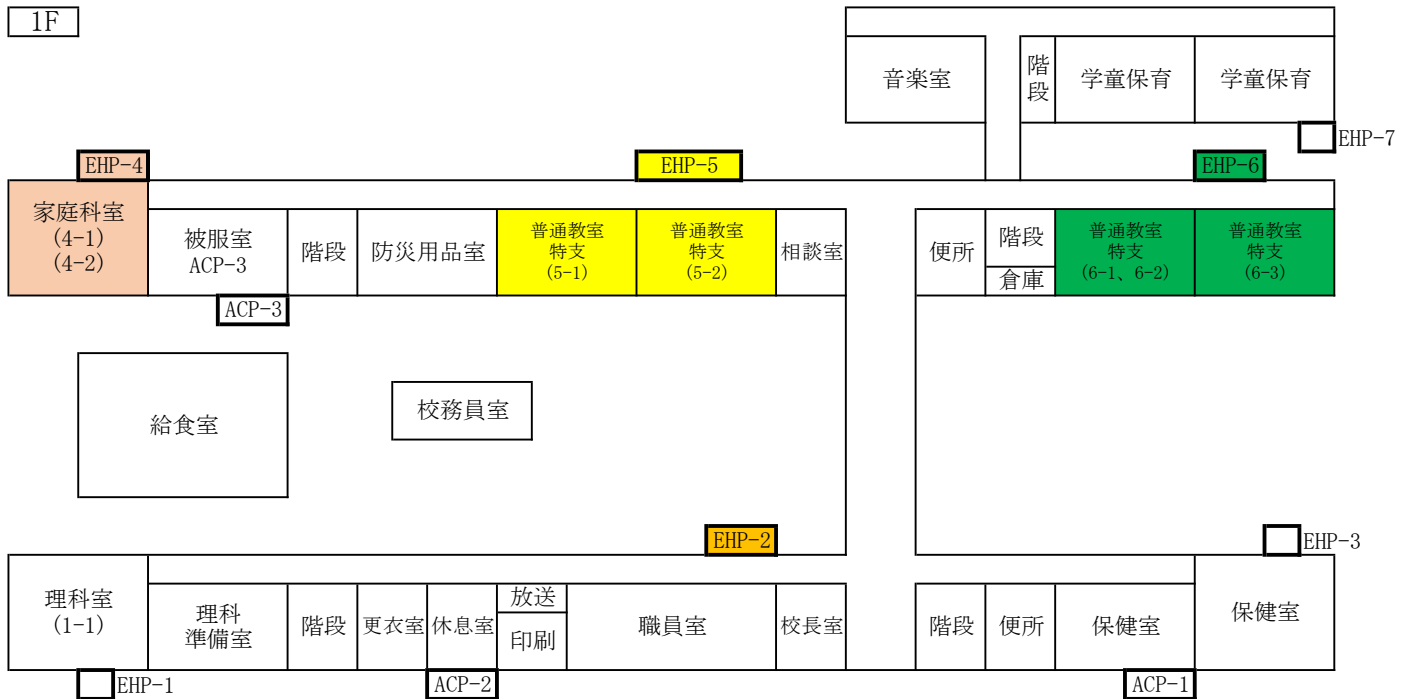


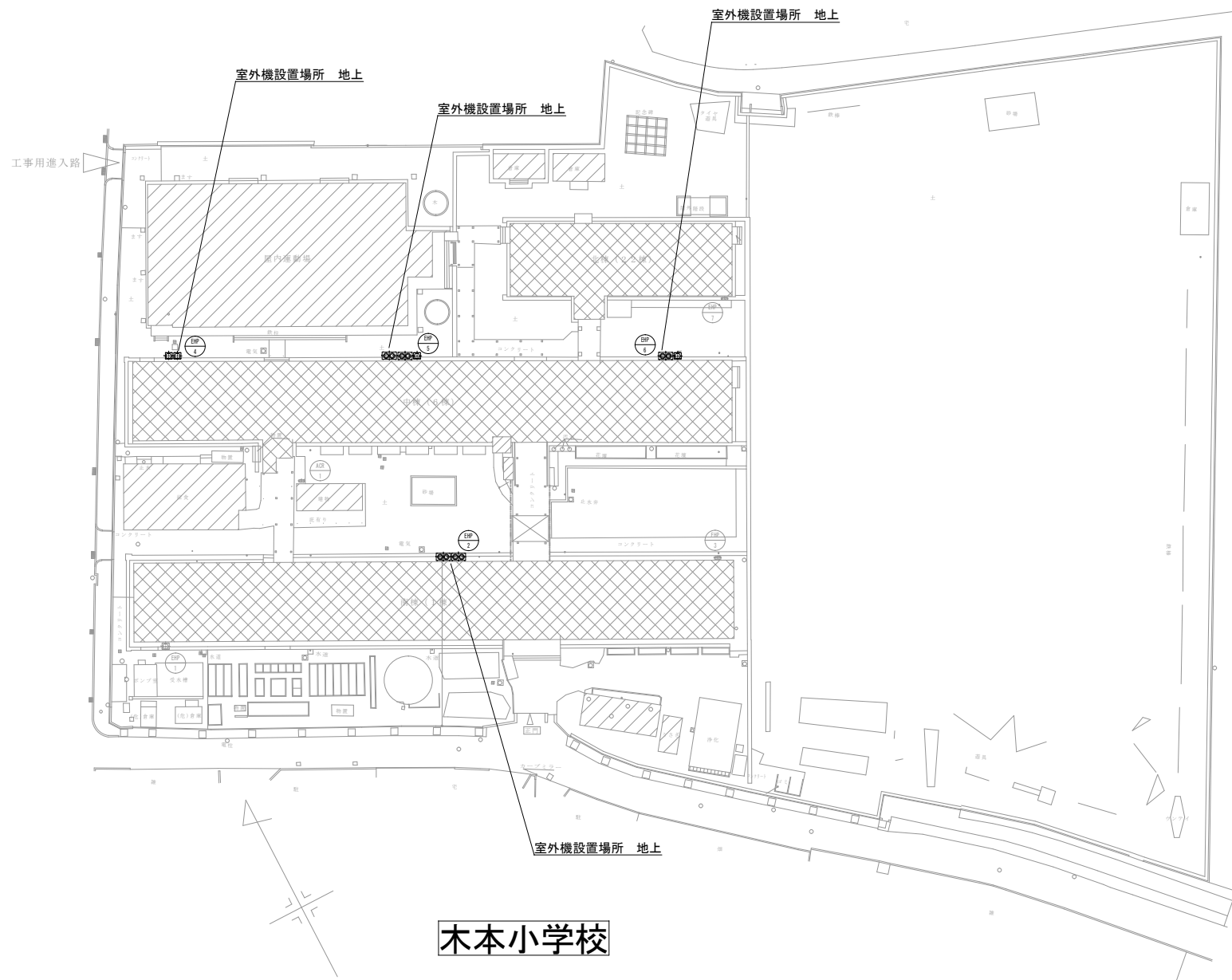
屋上





木本小学校





貴志小学校

1 F

更衣室	更衣室	更衣室	印刷室		便所	放送更衣室	職員室	校長室	階段	保健室			
ACP-1						EHP-1							
給食調理室												コミュニティ ルーム	
			物置	PTA室	階段	会議室	下足ホール			階段	便所		準備室
			校務員室		倉庫					倉庫			
			ACR-1										

2 F

							家庭科室 (1-1-25(1)) (1-1-25(2))		
学童保育	学童保育	階段	便所	普通教室 (1-2-18)	普通教室 (1-2-19)	階段			
ランチルーム									
									図工室
		パソコン室	階段	普通教室 特支 (2-1-3(1)) (2-1-3(2))	普通教室 (2-1-4(1)) (2-1-4(2))	普通教室 (2-1-5(1)) (2-1-5(2))	階段	便所	

3 F

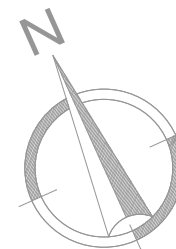
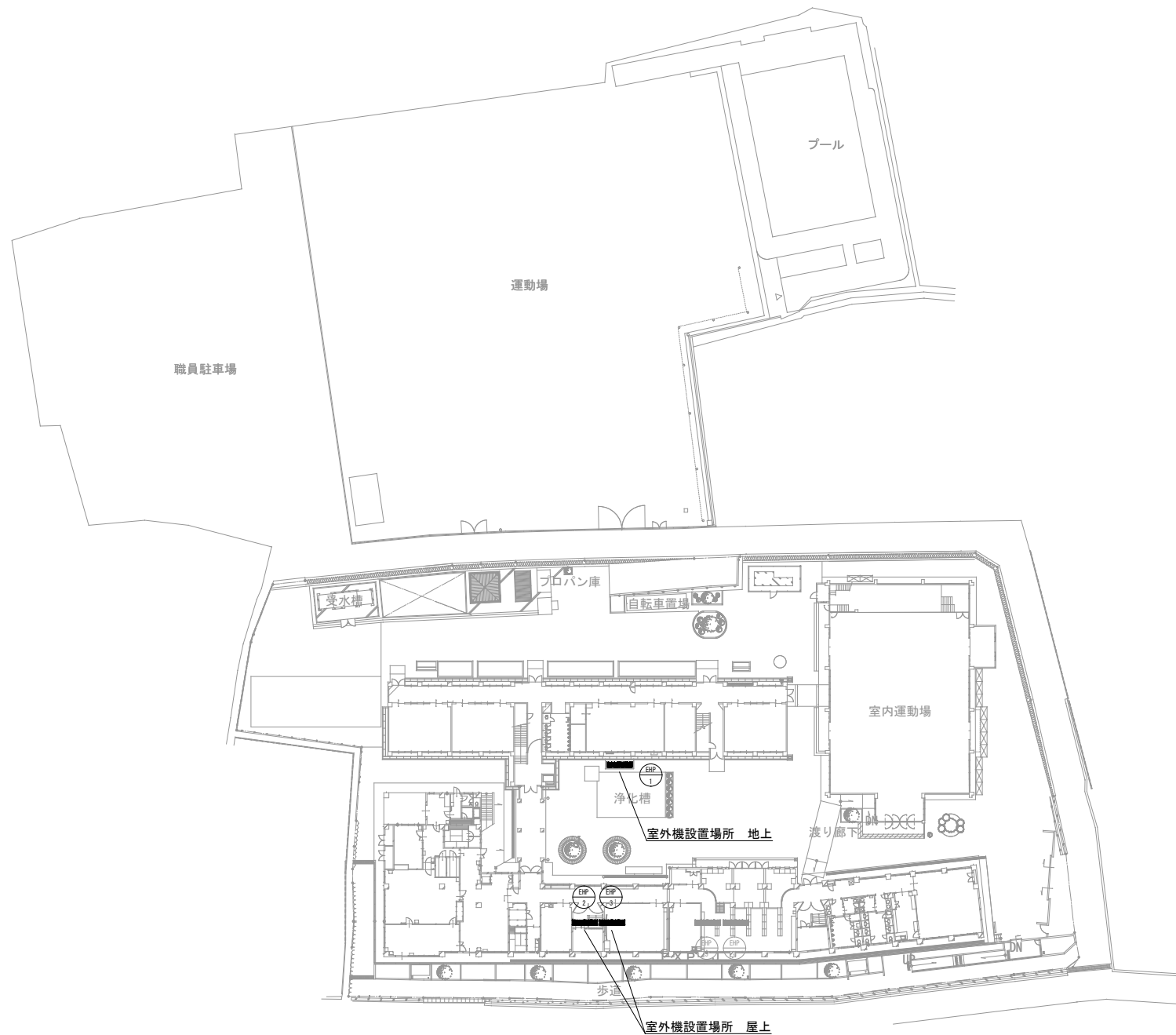
							多目的室 (1-3-24(1)) (1-3-24(2))		
チャレンジルーム ACP-1	普通教室 特支 (1-1-21)	階段	便所	普通教室 (1-1-22)	普通教室 (1-1-23)	階段			
屋上									
									理科室 (5-1-27(1)) (5-1-27(2))
		図書室 (5-1-28(1)) (5-1-28(2))		階段	普通教室 特支 (2-1-6(1)) (2-1-6(2))	普通教室 (2-1-7(1)) (2-1-7(2))	普通教室 (2-1-8(1)) (2-1-8(2))	階段	

4 F

										音楽室 (4-1-26(1)) (4-1-26(2)) (4-1-26(3)) (4-1-26(4))	
普通教室 (3-1-9(1)) (3-1-9(2))	児童 会	階段	普通教室 (3-1-10(1)) (3-1-10(2))	普通教室 (3-1-11(1)) (3-1-11(2))	普通教室 (3-1-12(1)) (3-1-12(2))	階段	便所	準備室			

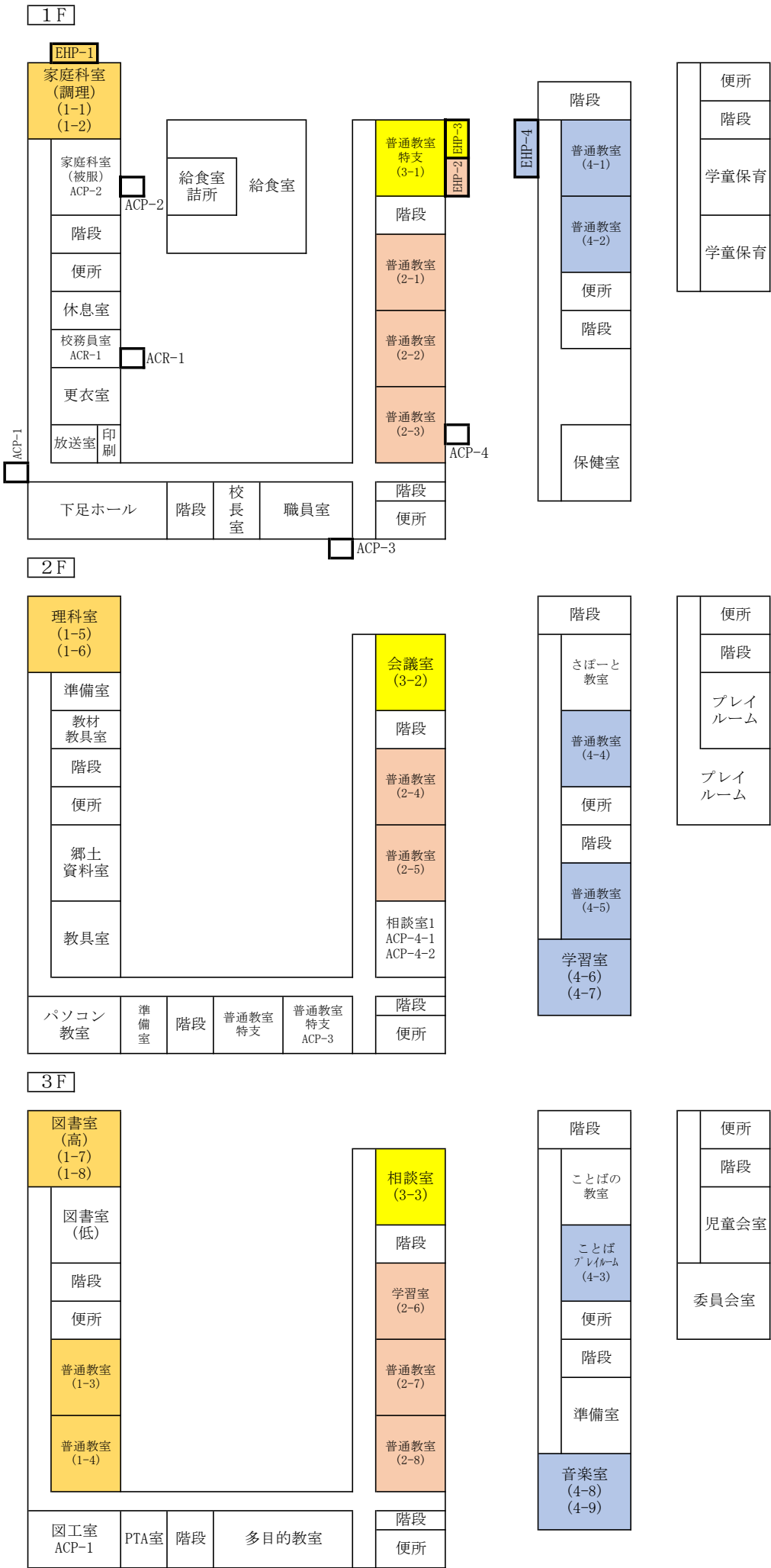
屋上

EHP-2		EHP-3				EHP-5		EHP-4			

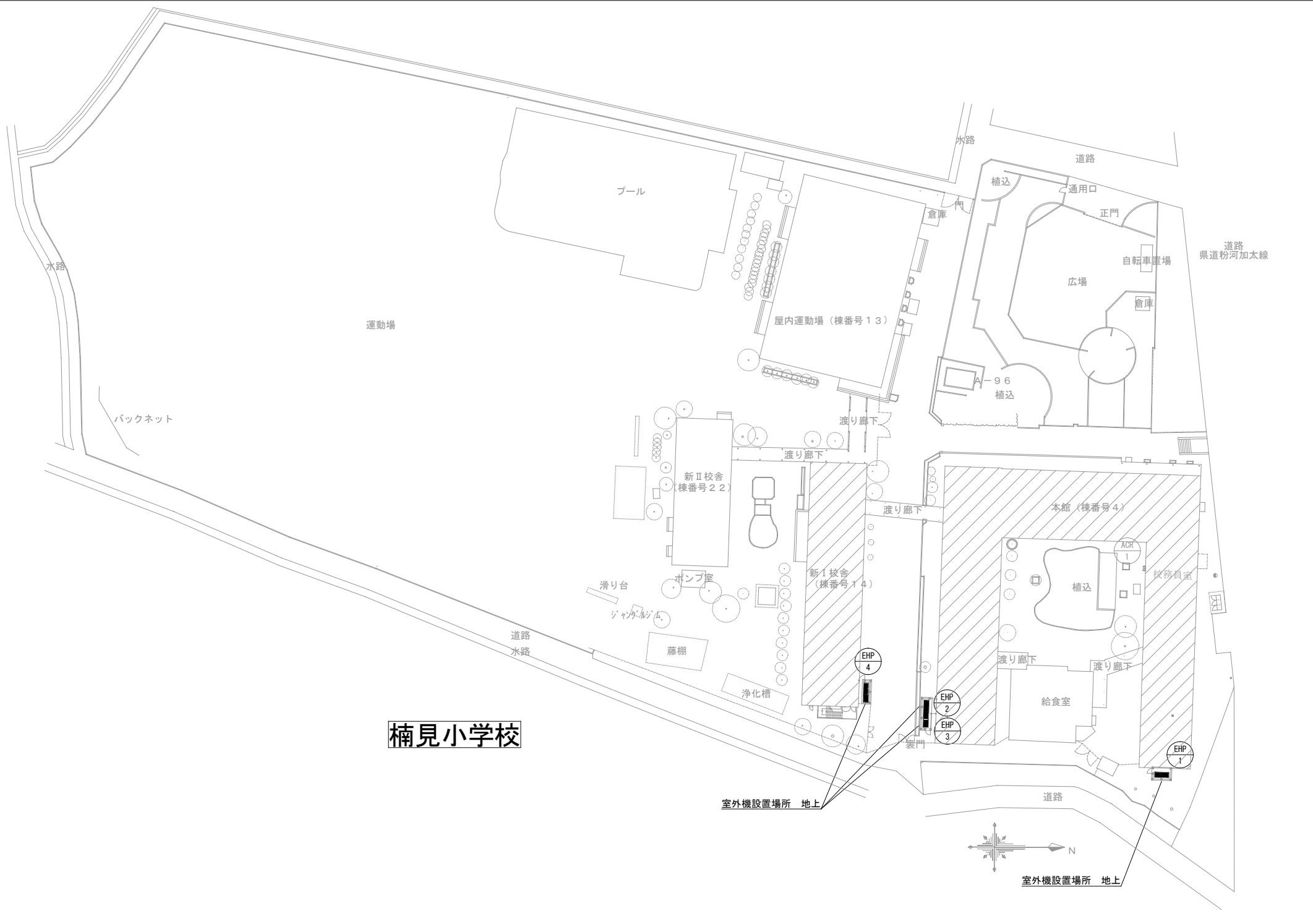


貴志小学校

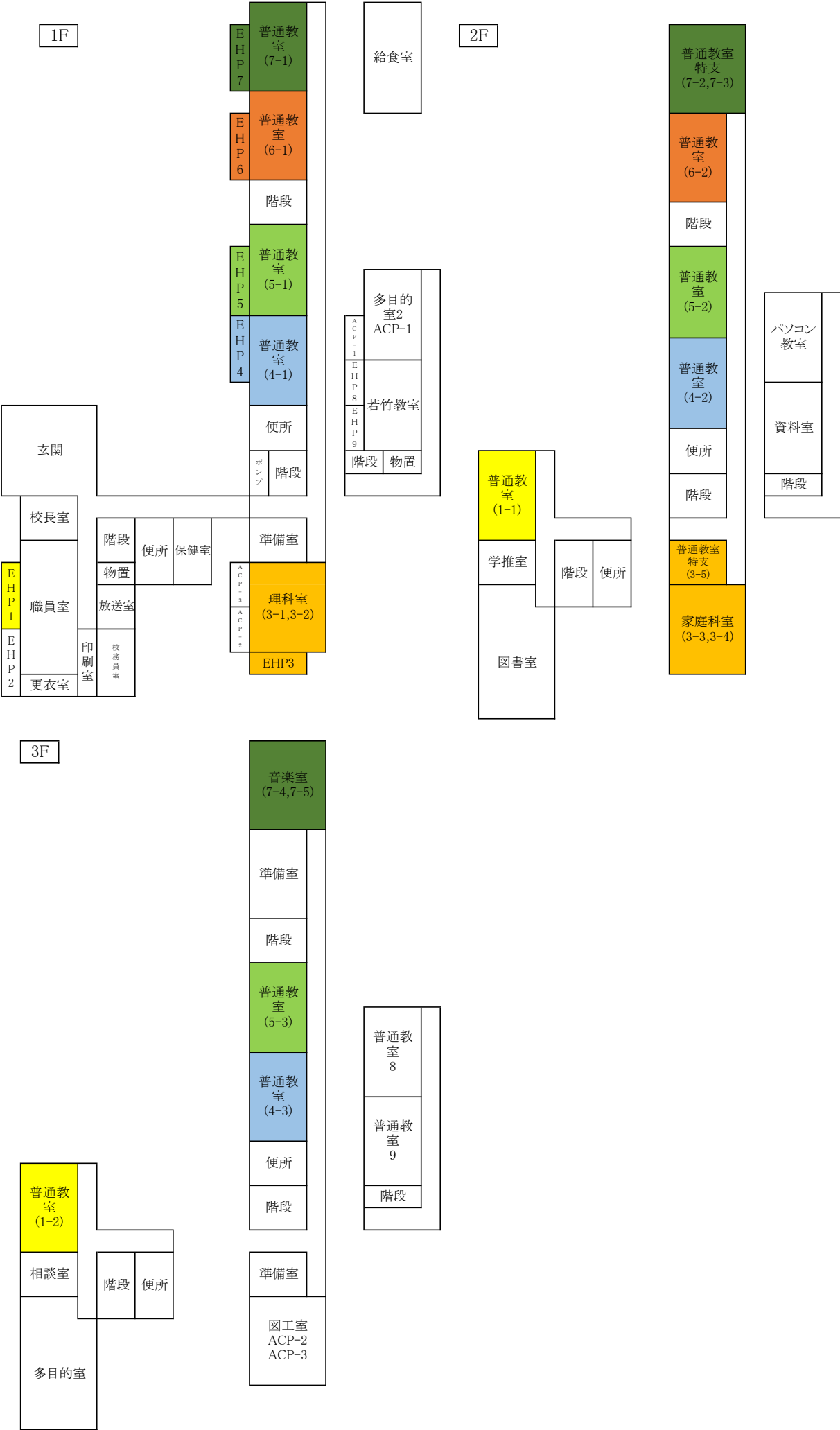
楠見小学校

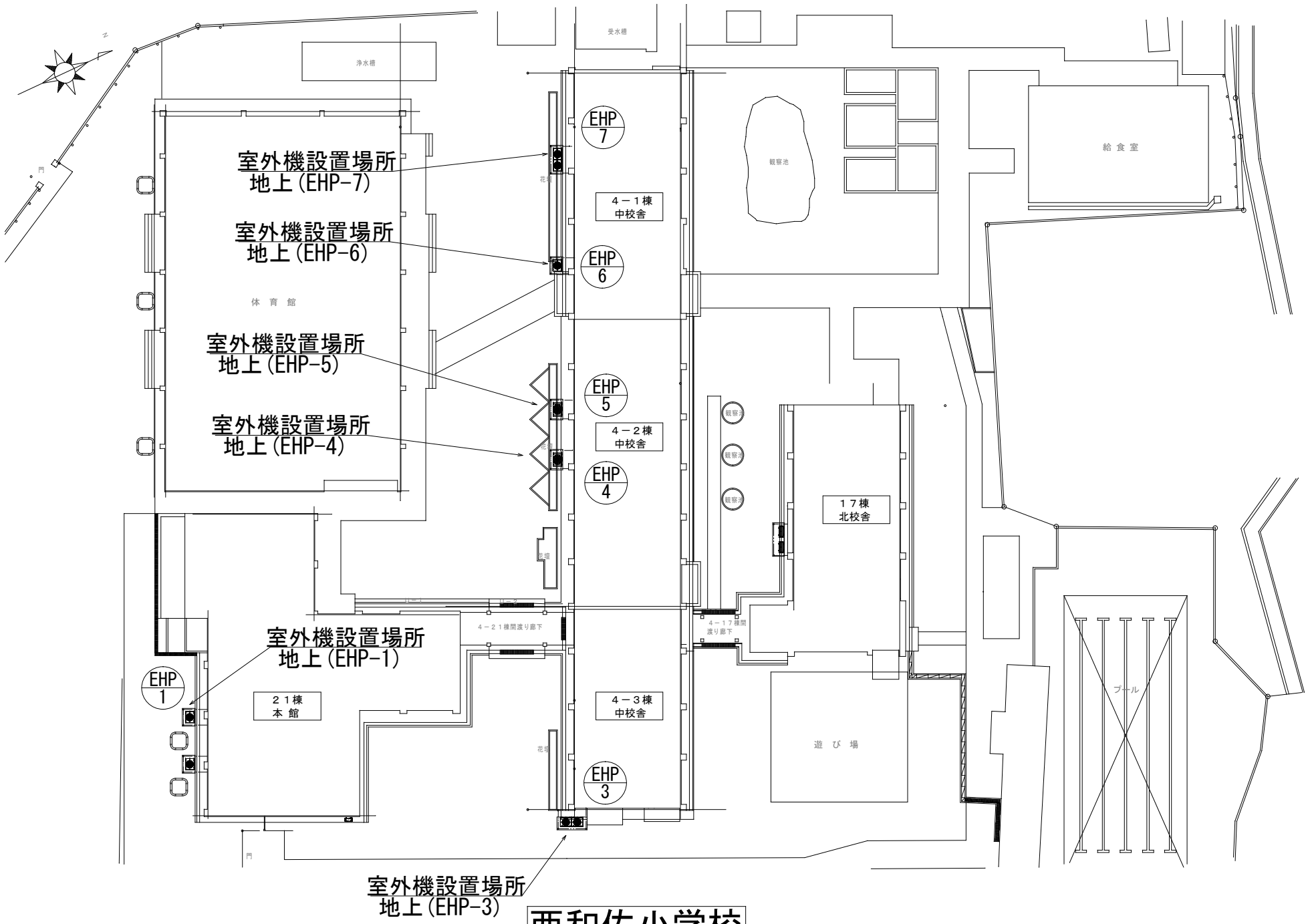


楠見小学校



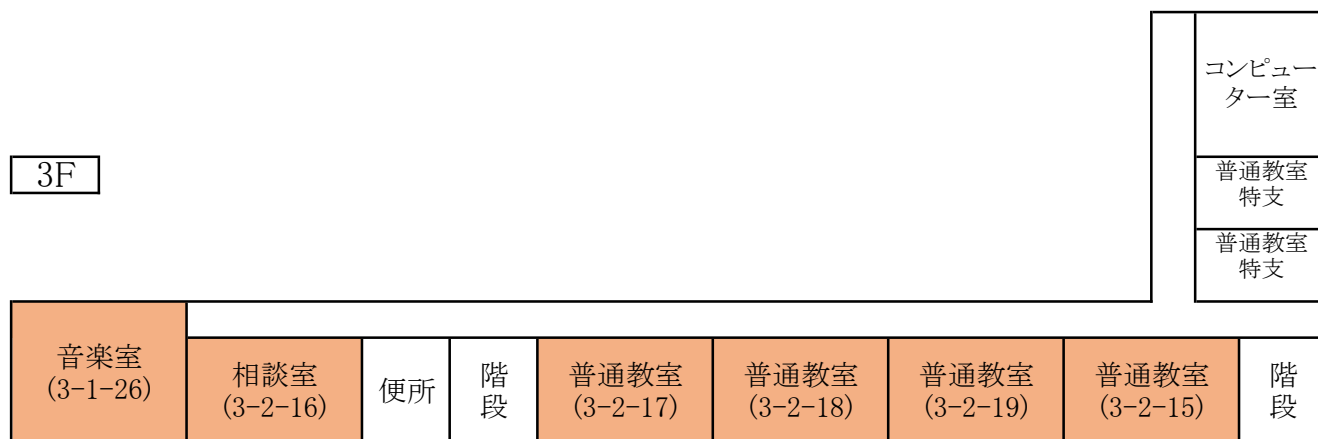
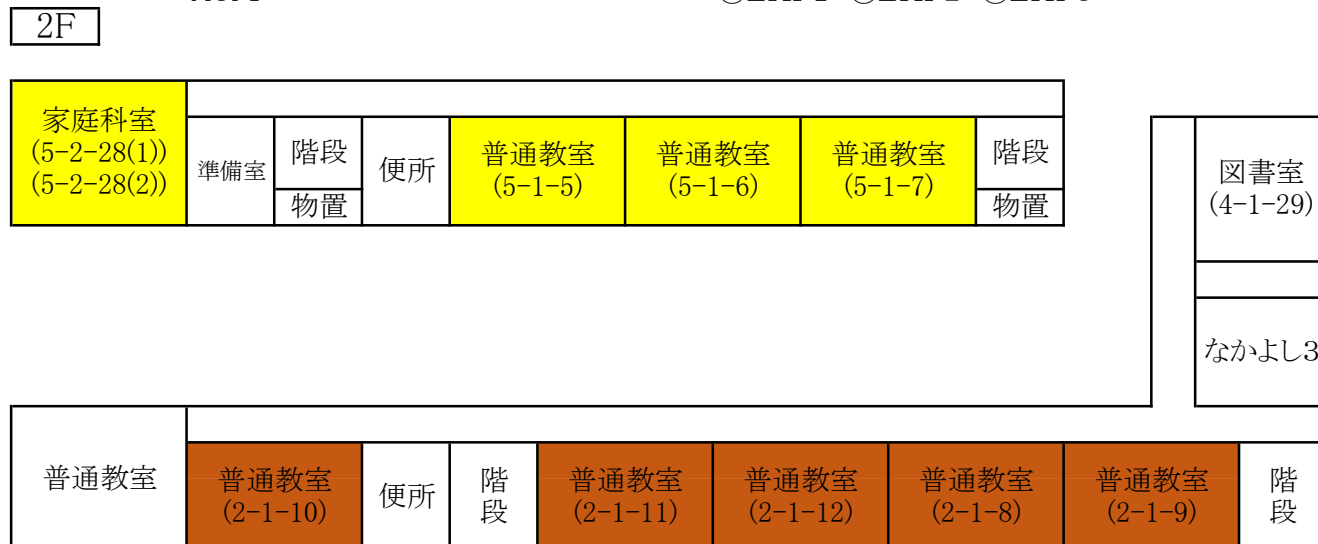
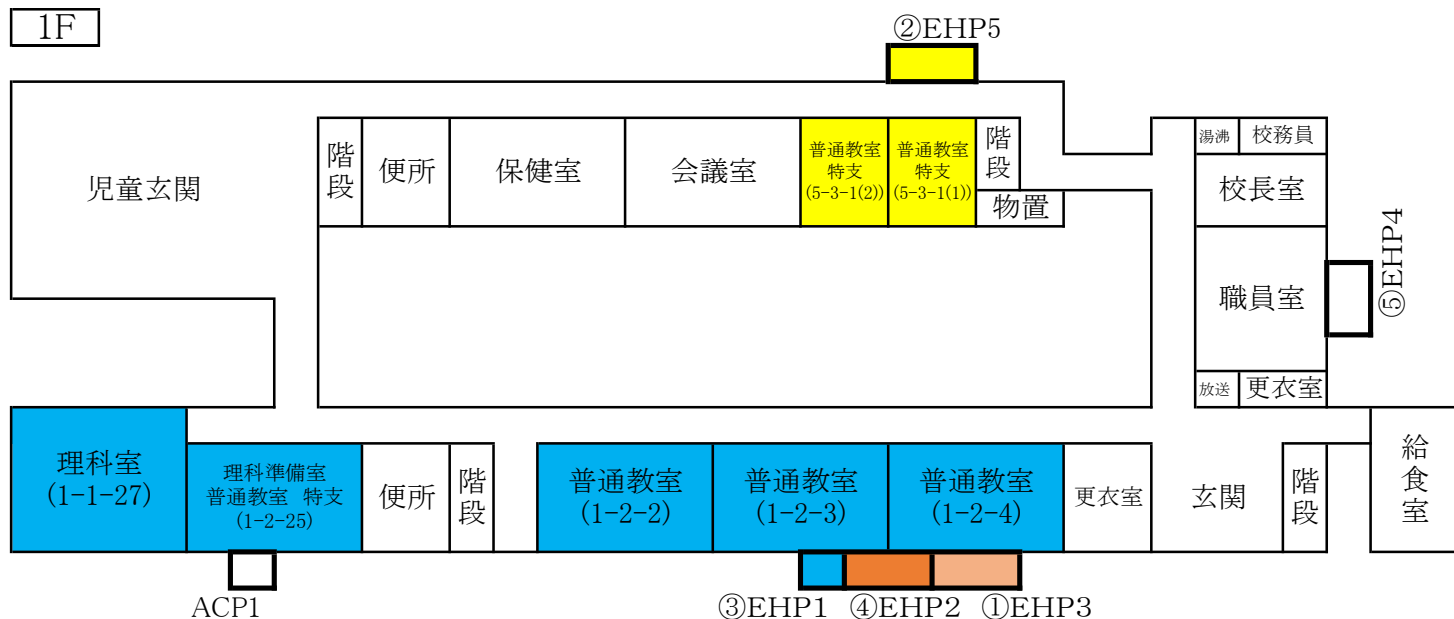
西和佐小学校

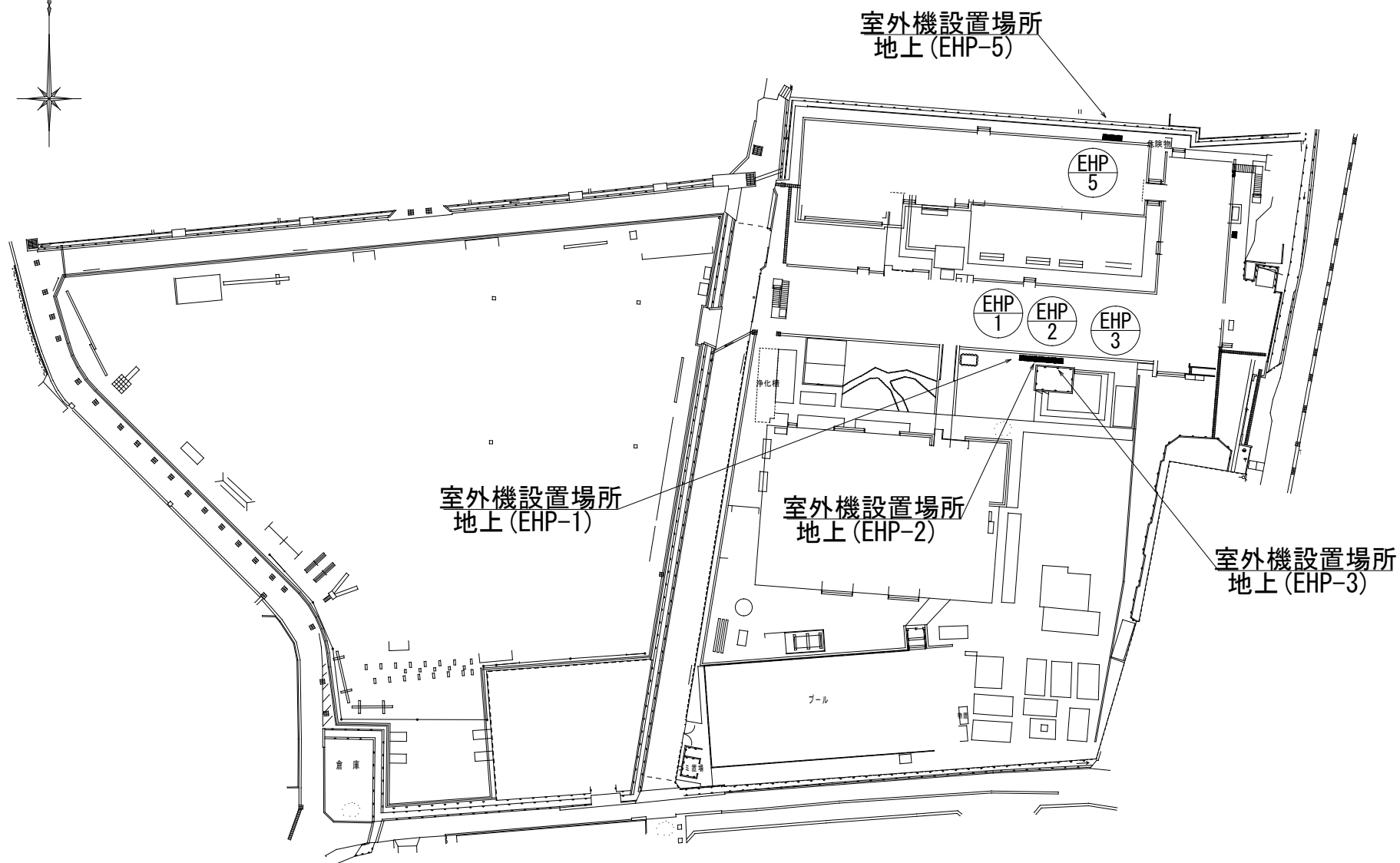




西和佐小学校

岡崎小学校

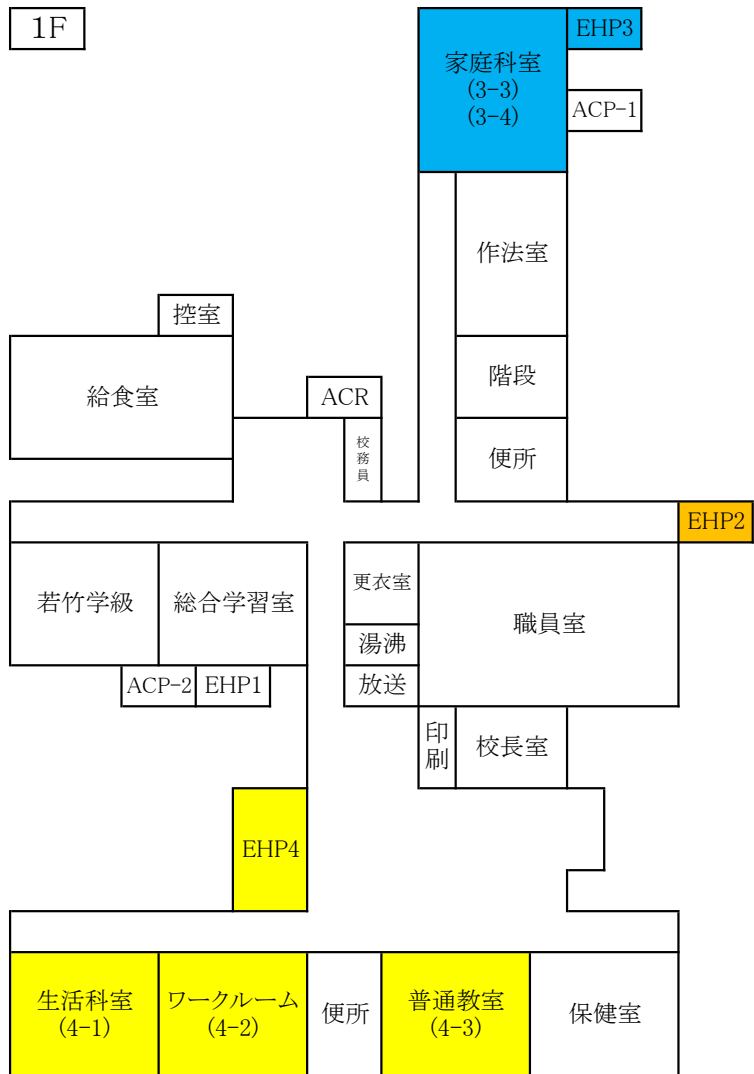




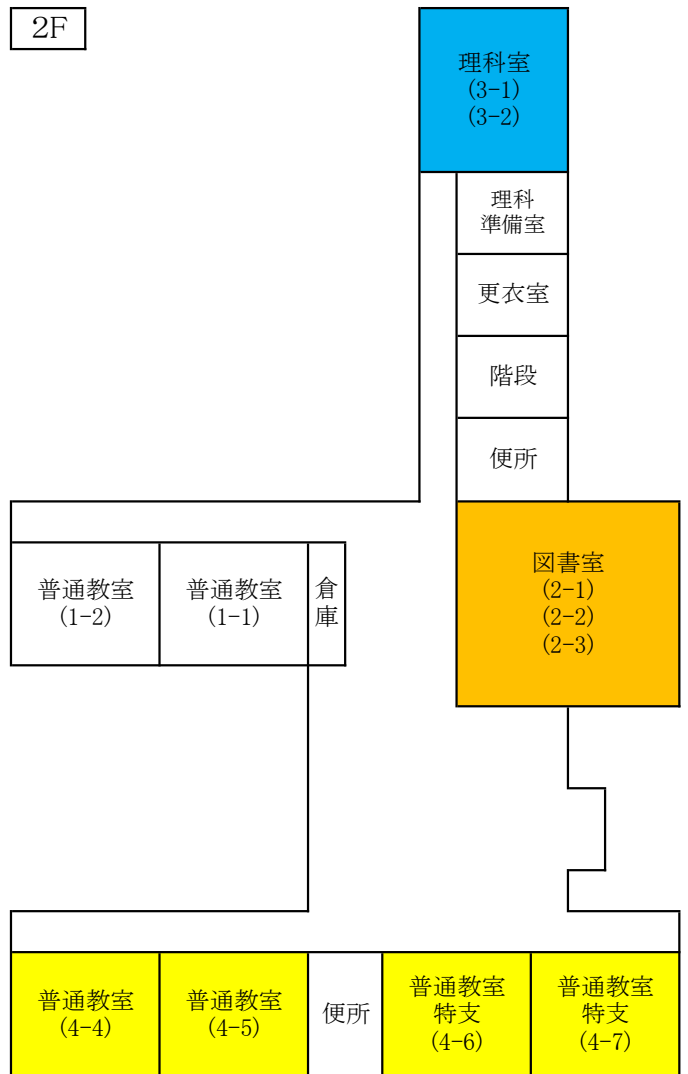
岡崎小学校

加太小学校

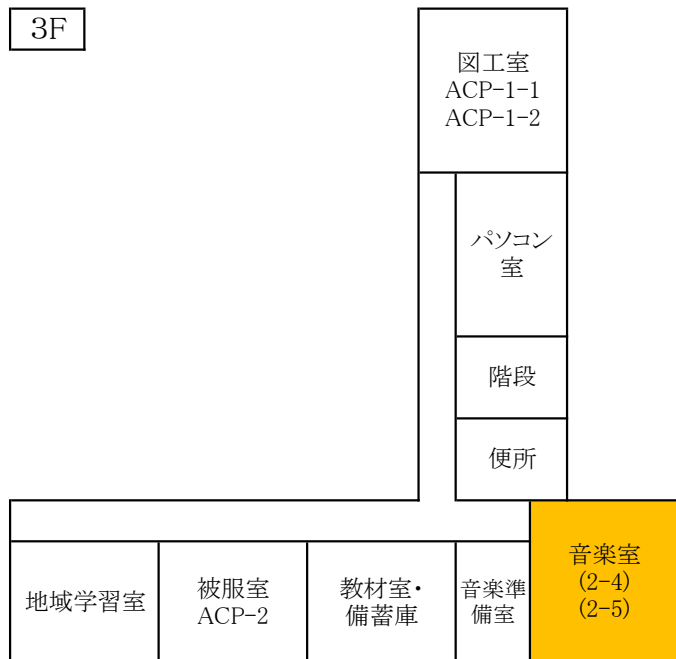
1F

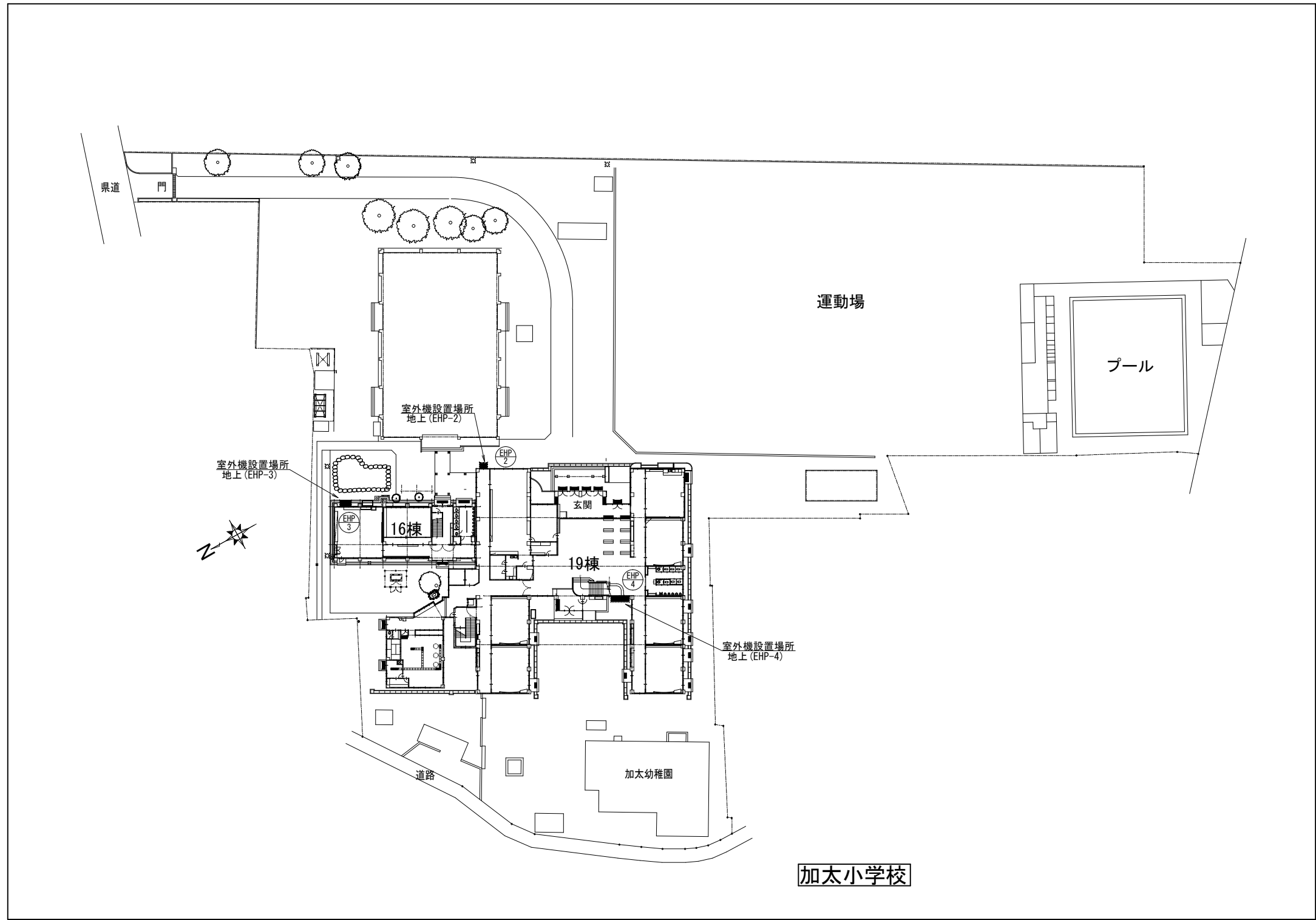


2F



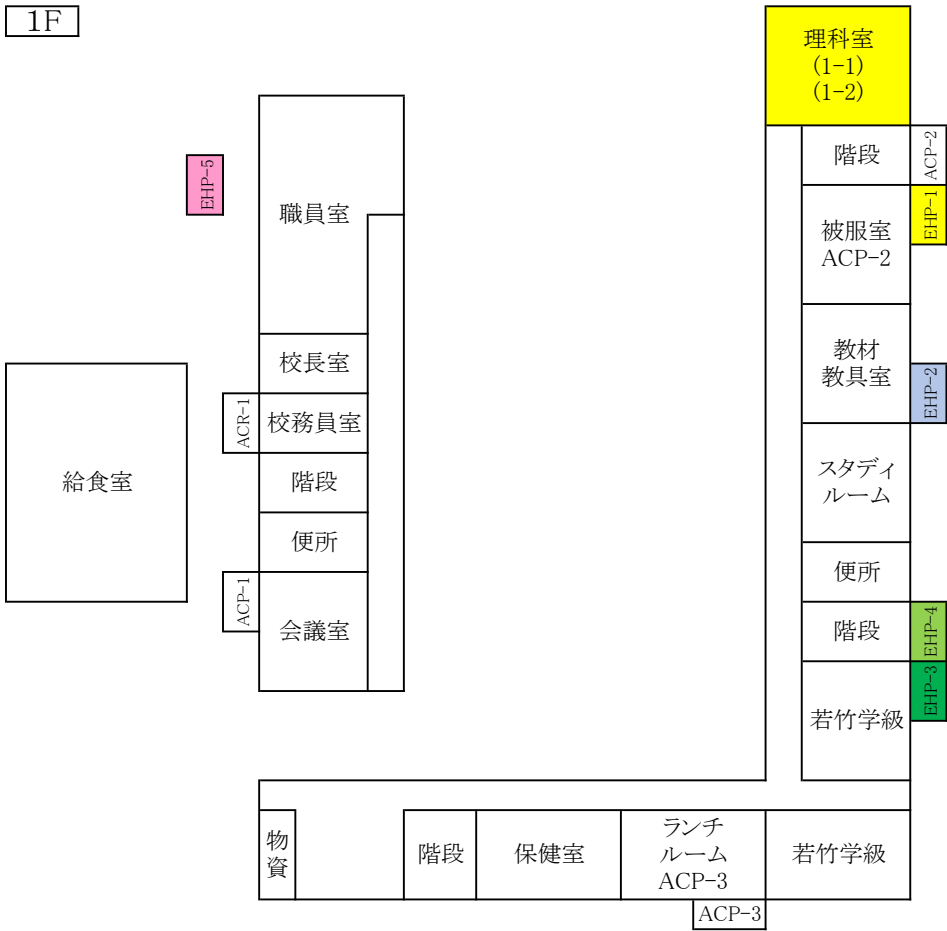
3F



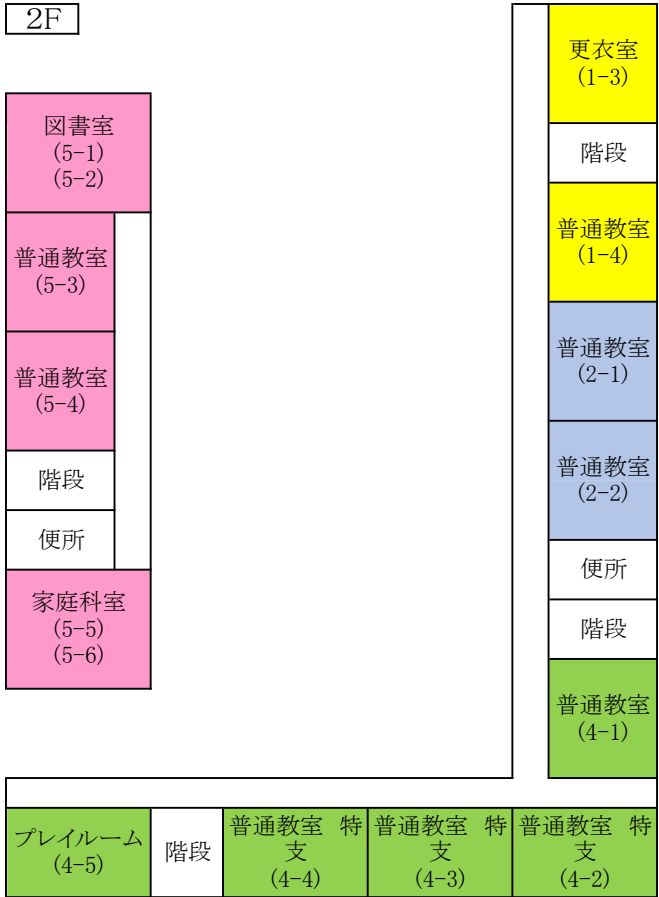


西脇小学校

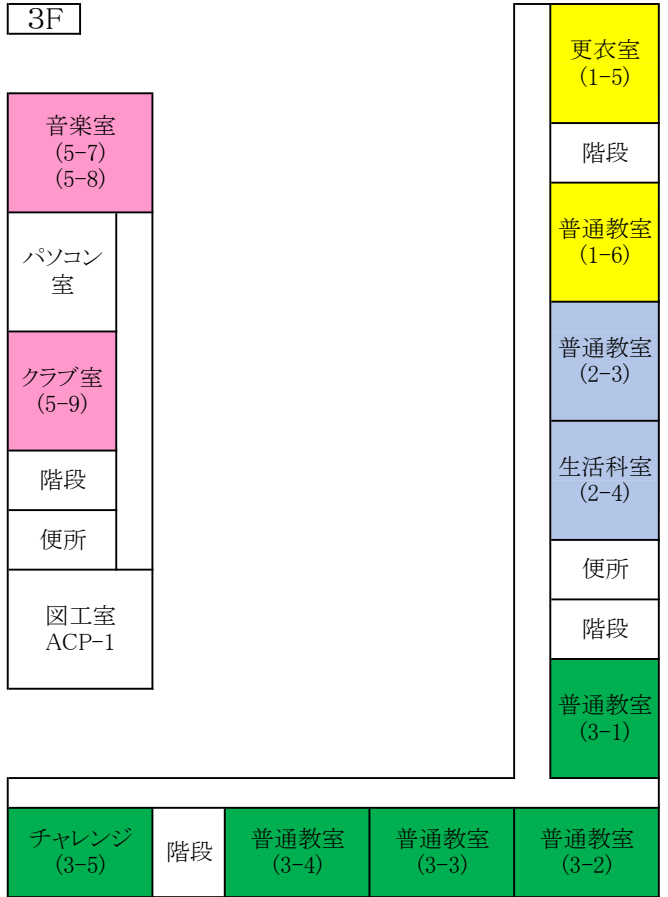
1F

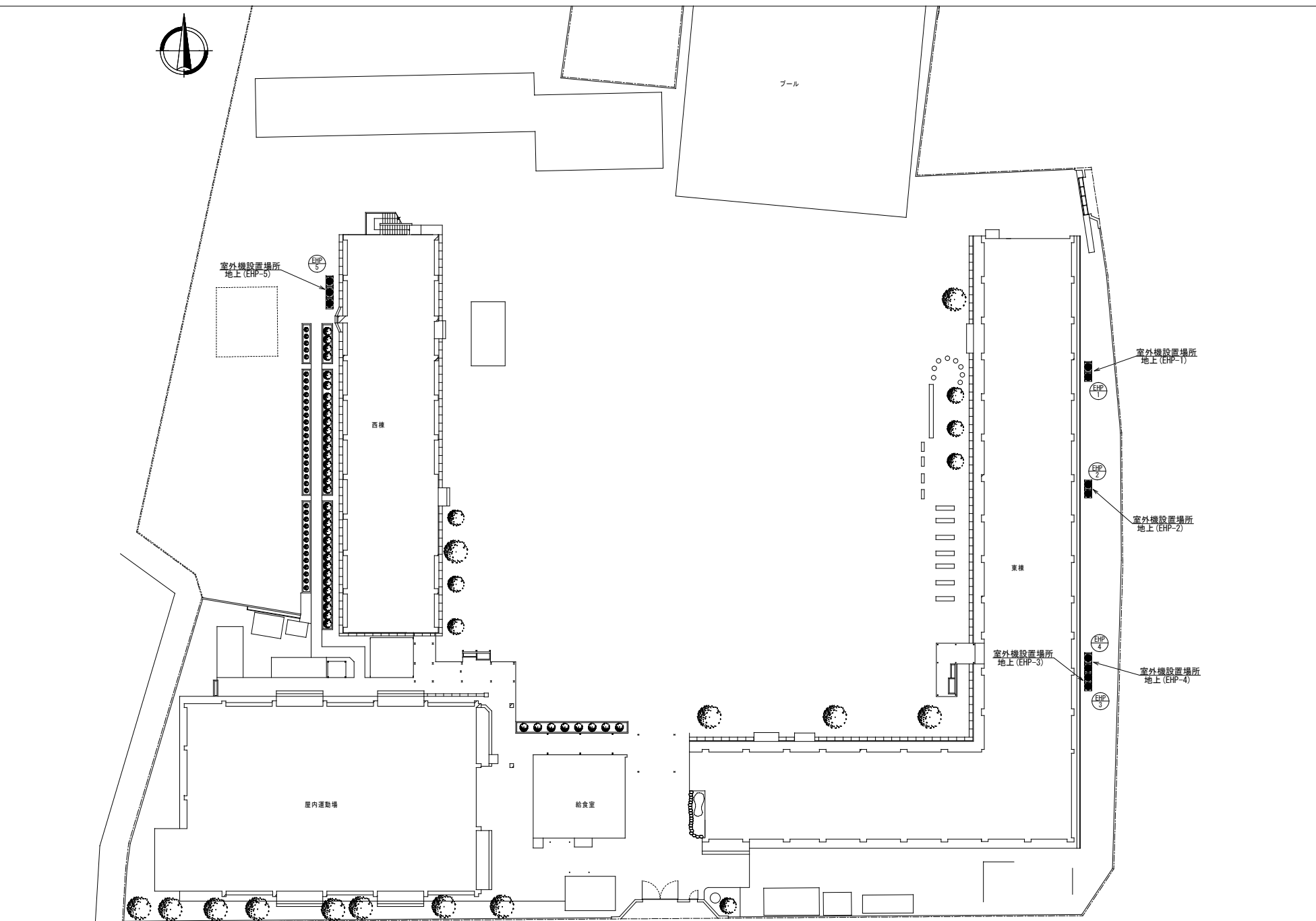


2F



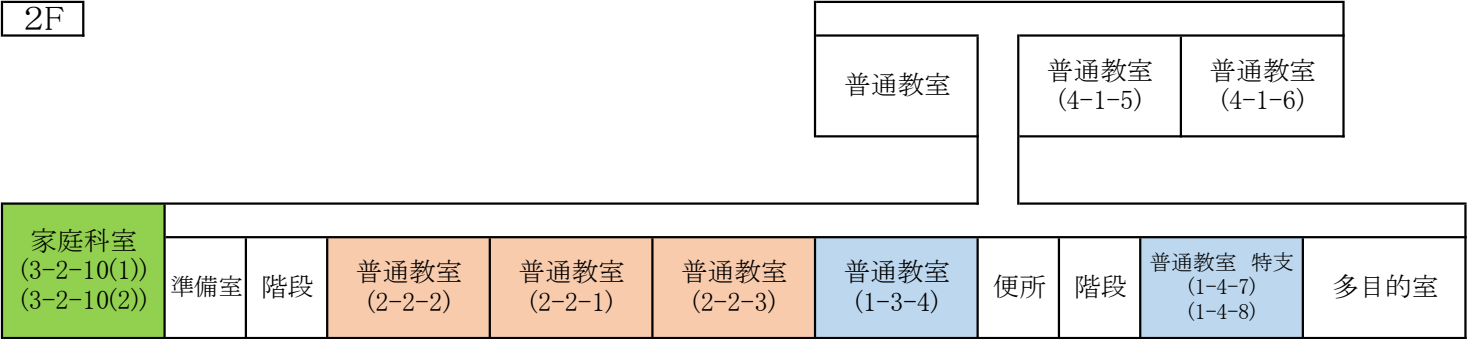
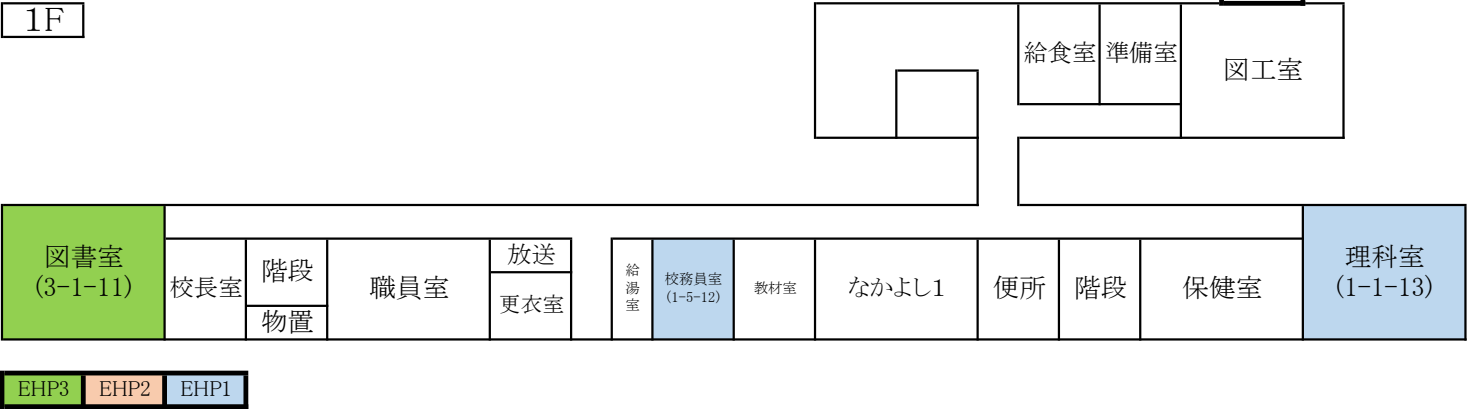
3F



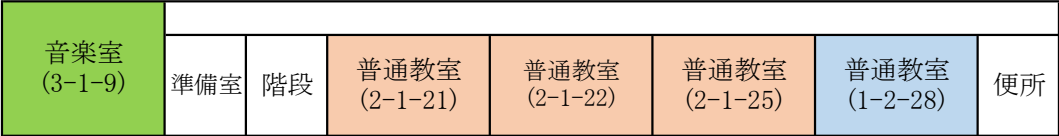


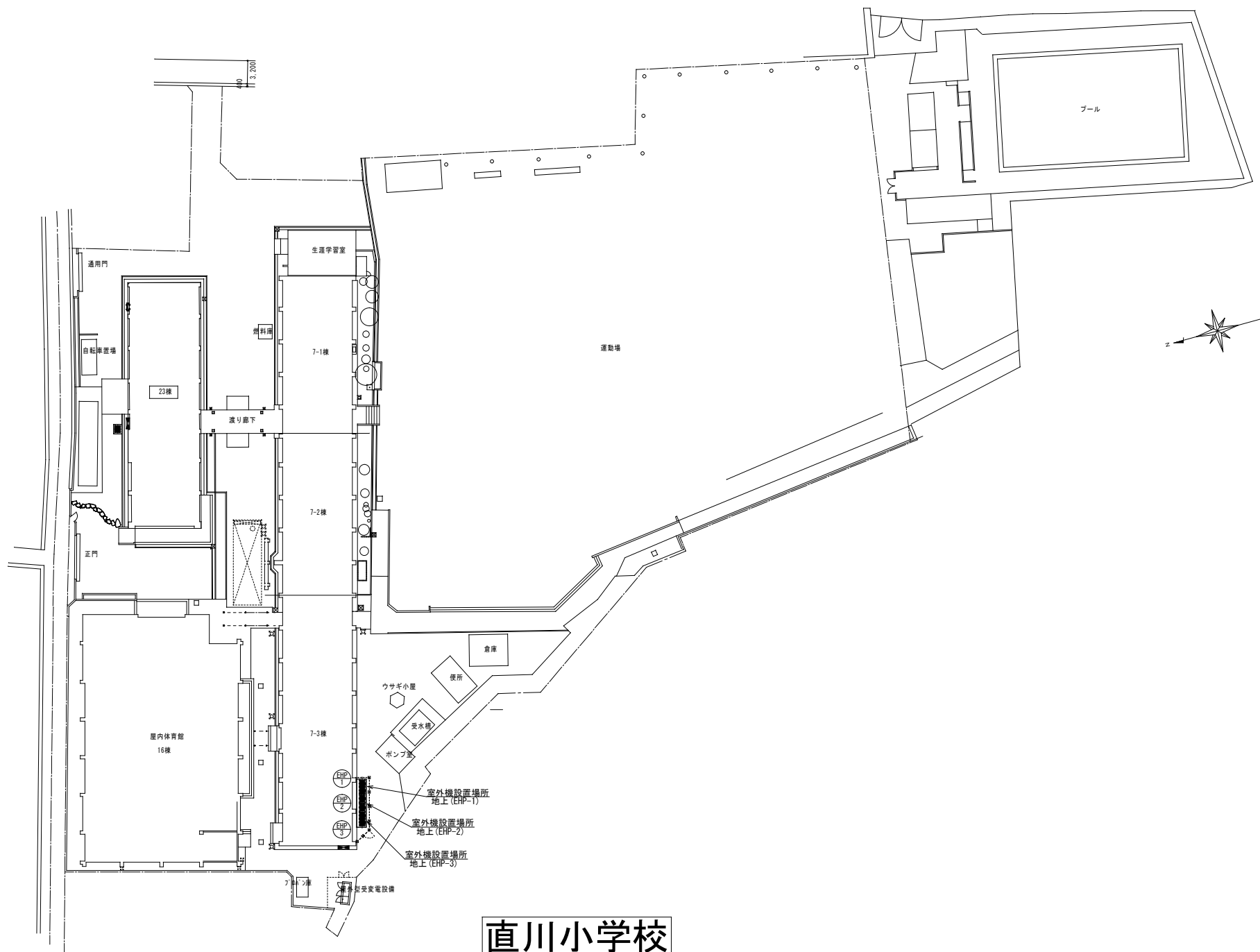
西脇小学校

直川小学校



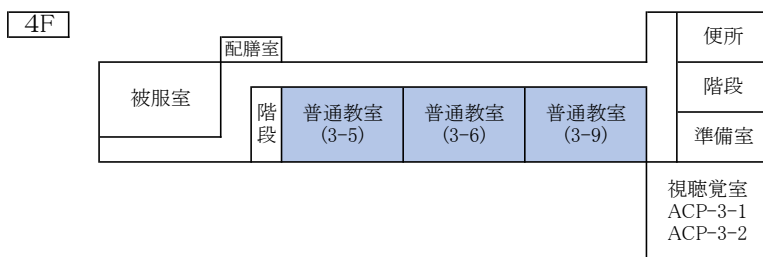
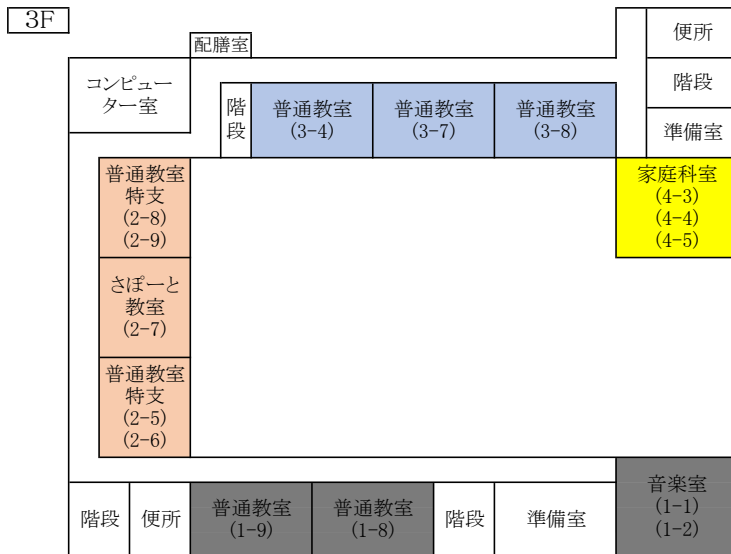
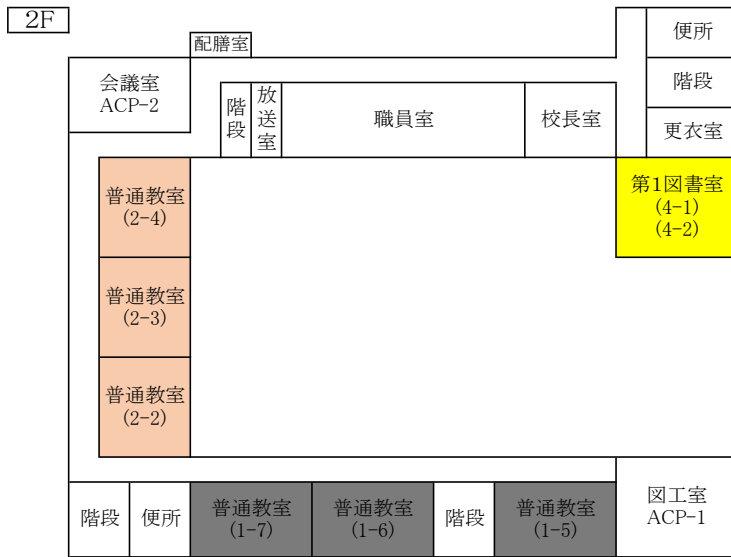
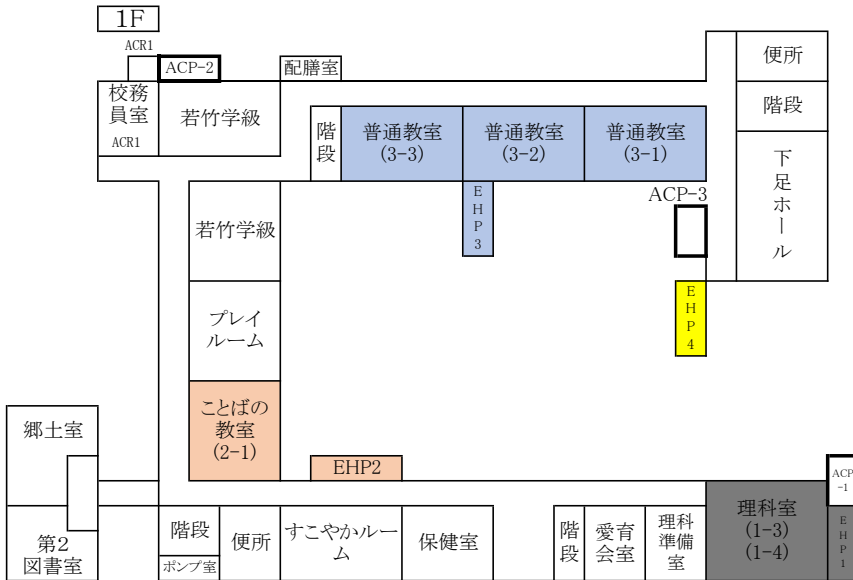
3F

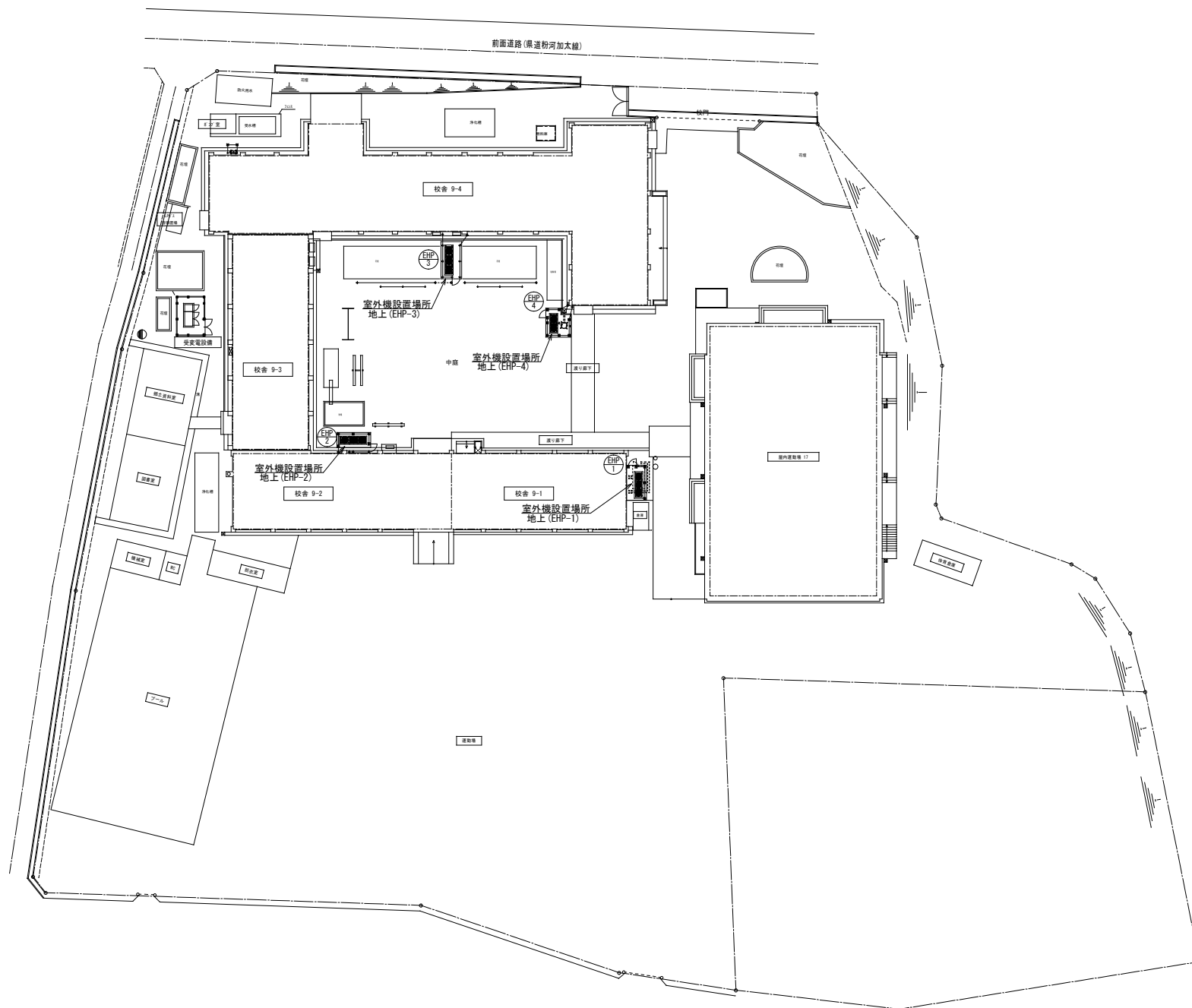




直川小学校

紀伊小學校





紀伊小學校

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、小学校フロン排出抑制法に基づく空調機定期点検業務(以下「委託業務」という。)について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託業務の履行方法)

第1条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 9年3月31日までとする。

(委託金)

第3条 委託金の額は、 円とする。(消費税及び地方消費税分を含む。)

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲と乙が協議して定める。

(損害の負担)

第8条 委託業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲と乙が協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(債務不履行による減額及び違約金)

第9条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。

2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務のすべてについて履行後前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3)理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に履行された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は委託金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

第14条 甲は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して通知をして契約を解除することができる。

2 第7条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2)第7条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が10分の5を超えたとき。

2 第7条第2項及び第13条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。)に次に掲げるものがあると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2)乙の経営又は運営に暴力団又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3)乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

(守秘義務等)

第19条 乙は、委託業務を処理する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、また譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(補則)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（以下「個人情報記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りでは

ない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（1）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（2）当該事故の原因を分析すること。

（3）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（4）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。